

平成18年 4 月臨時会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成18年 4 月 6 日 開会

平成18年 4 月11日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成 1 8 年 4 月横芝光町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (4 月 6 日)

議事日程その 1	1
本日の会議に付した事件その 1	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
仮議席の指定	3
議員及び町長職務執行者並びに説明員紹介	3
町長職務執行者あいさつ	3
議長の選挙	5
議事日程その 2	8
本日の会議に付した事件その 2	8
議席の指定	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
副議長の選挙	10
発議第 1 号 ~ 発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
諸般の報告	16
常任委員会委員の選任	16
常任委員委員長及び副委員長の互選結果報告	17
議会運営委員会委員の選任	17
議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果報告	17
休会の件	18
散会の宣告	18

第 2 号 (4 月 1 1 日)

議事日程.....	19
本日の会議に付した事件.....	20
出席議員.....	20
欠席議員.....	21
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	21
職務のため出席した者の職氏名.....	21
開議の宣告.....	22
匝瑳市横芝光町消防組合議員の選挙.....	22
匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙.....	24
東総衛生組合議員の選挙.....	25
八匠水道企業団議員の選挙.....	27
山武郡市環境衛生組合議員の選挙.....	28
山武郡市広域水道企業団議員の選挙.....	30
横芝光町農業委員会委員の推薦.....	31
議案第1号～議案第13号の上程、説明.....	34
議案第1号の質疑、討論、採決.....	58
議案第2号の質疑、討論、採決.....	58
議案第3号の質疑、討論、採決.....	82
議案第4号の質疑、討論、採決.....	83
議案第5号の質疑、討論、採決.....	83
議案第6号の質疑、討論、採決.....	84
議案第7号の質疑、討論、採決.....	85
議案第8号の質疑、討論、採決.....	85
議案第9号の質疑、討論、採決.....	86
議案第10号の質疑、討論、採決.....	86
議案第11号の質疑、討論、採決.....	89
議案第12号の質疑、討論、採決.....	92
議案第13号の質疑、討論、採決.....	92
委員会の閉会中の継続調査について.....	93
閉会の宣告.....	93

平成18年4月横芝光町議会臨時会

議事日程(第1号)その1

平成18年4月6日(木曜日)午後1時30分開会

- 日程第 1 開会
- 日程第 2 仮議席の指定
- 日程第 3 議員及び町長職務執行者並びに説明員紹介
- 日程第 4 町長職務執行者あいさつ
- 日程第 5 議長の選挙

本日の会議に付した事件その1

議事日程に同じ

出席議員(31名)

1番	齊藤隆君	2番	椎名文雄君
3番	木島昇君	5番	越川一雄君
6番	五木田平和君	7番	早川光彦君
8番	川島仁君	9番	杉森汎君
10番	・梅喜作君	11番	永・貞・君
12番	川島富士子君	13番	鈴木克征君
14番	野村和好君	15番	山崎貞一君
16番	鈴木輝男君	17番	伊・園樹君
18番	嘉瀬清之君	19番	平山治布君
20番	深田正治君	21番	川島透君
22番	鈴木唯夫君	23番	八・健一君
24番	伊藤良一君	25番	川島勝美君
26番	加瀬秀夫君	27番	渡辺豊君
28番	小川征四郎君	29番	越川輝男君

30番 鈴木 俊 君

31番 越 川 洋 一 君

32番 ・ 屋 英 夫 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 職 務 執 行 者	伊 藤 齊 紀 君	理 事	海 保 英 之 君
理 事	小 川 利 昭 君	理 事	斉 藤 俊 一 君
総 務 課 長	海 保 要 君	企画財政課長	鈴 木 孝 一 君
環境防災課長	林 英 次 君	税 務 課 長	椎 名 茂 道 君
住 民 課 長	瀬 理 和 夫 君	産業振興課長	高 埜 広 和 君
都市建設課長	小 堀 正 博 君	福 祉 課 長	高 蝶 文 徳 君
健康管理課長	並 木 俊 郎 君	横 芝 行 政 センター所長	伊 藤 賢 二 君
食肉センター長	竹 内 康 男 君	東 陽 病 院 長	小 川 重 則 君
出 納 室 長	海 保 清 一 郎 君	教 育 長	大 木 崇 生 君
教 育 課 長	山 本 照 男 君	社会文化課長	布 施 勇 君
農 業 委 員 会 長	大 木 一 男 君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長	越 川 岳	書 記	實 川 裕 宣
書 記	須 合 京 子		

議会事務局長予定者（越川 岳君） 大変ご苦労さまでございます。

本日、平成18年4月横芝光町議会臨時会が招集されました。

この議会は、新町発足後の最初の会議でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職を行うことになっています。出席議員中、・屋英夫議員が年長の議員であります。

・屋英夫議員、よろしくお願いいたします。

開会の宣告

臨時議長（・屋英夫君） 皆さん、本当にご苦労さまでございます。

ただいま紹介をいただきました・屋でございます。年長ということでございますので、しばしの間、座長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は31名でございます。よって、定足数に達しました。本臨時議会は成り立ちました。

ただいまから平成18年4月横芝光町議会臨時会を開会いたします。

（午後 1時30分）

仮議席の指定

臨時議長（・屋英夫君） 日程第2、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席にいたしたいと思います。

議員及び町長職務執行者並びに説明員紹介

臨時議長（・屋英夫君） 日程第3、議員及び町長職務執行者並びに説明員紹介でございますが、既に議会全員協議会で紹介済みでございますので、本配付いただきました書類の議席指定でご了解願います。

町長職務執行者あいさつ

臨時議長（・屋英夫君） 日程第4、ここで町長職務執行者からごあいさつがあります。

町長職務執行者、伊藤齊紀君登壇願います。

〔町長職務執行者 伊藤齊紀君登壇〕

町長職務執行者（伊藤齊紀君） ご指名でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

合併直後の大変慌ただしい時期に、臨時議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には公私ともに大変お忙しい折にもかかわらず、ご臨席を賜りましてまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げますとともに、深く感謝を申し上げます。

一昨年5月の法定合併協議会設置以来、2年近くにわたり準備を進めてまいりました横芝町と光町の合併が無事調いまして、予定どおり、去る3月27日に新町横芝光町が誕生いたしました。

私も、この合併を進めてきた者の1人といたしまして感無量でございますが、これもひとえに議会の皆様方から賜りましたご理解とご指導のおかげでございますので、御礼申し上げますとともに、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

合併当日には、職員に対する辞令交付や開庁式を行うとともに、農業委員会の会長、副会長の選任、臨時教育委員会委員及び臨時教育委員会としての委員長、教育長の選任、選挙管理委員会並びに固定資産評価審査委員会の暫定委員会としての委員及び委員長等の選任を行いまして、新町スタートのための体制を整えたところでございます。

役場の業務は、本庁舎と横芝行政センター及び健康づくりセンターの3カ所になるなど、新しい組織機構のもとでの業務が開始されましたので、合併当初は混乱等によりまして、住民の皆様方にご不便をおかけするようなことがないかと心配をしておりましたけれども、今までのところ特に混乱もなく、順調に経過しているところでございます。

ところで、議会の皆様方もご承知のとおり、新生横芝光町の町長選挙が今月23日に実施されますので、私に与えられた町長職務執行者としての任期は限られたものでございますけれども、スタートしたばかりの横芝光町を軌道に乗せ、新町建設計画に定める町の将来像である「栗山川の流れがはぐくむ人、自然、文化が共生する町」の実現を目指した新しいまちづくりが進みますように、全力で取り組んでまいりたいと存じますので、皆様方のより一層のご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、本議会には、13件の議案のご審議をお願い申し上げますが、いずれも新町の船出のために必要なものでございますので、急務を要するものとして専決処分させていただきましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

結びに、横芝光町議会の発展と議員の皆様方のますますのご活躍、ご健勝をご祈念申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長職務執行者 伊藤齊紀君降壇〕

臨時議長（・屋英夫君） どうもご苦労さまでした。

議長の選挙

臨時議長（・屋英夫君） それでは、日程第5、議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

会場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（・屋英夫君） ただいまの出席議員は31名です。

立会人の指名をいたします。

立会人は1番、齊藤隆君、2番、椎名文雄君の両名にお願いします。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（・屋英夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

臨時議長（・屋英夫君） それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

臨時議長（・屋英夫君） 異状なしと認めます。

直ちに投票を行います。

事務局から席順番号を読み上げた順に投票願います。

〔投票〕

臨時議長（・屋英夫君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

臨時議長（・屋英夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

臨時議長（・屋英夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数	31票
有効投票	30票
無効投票	1票
有効投票のうち	伊藤 良一君 23票
	八・ 健一君 4票
	越川 洋一君 2票
	伊藤 囿樹君 1票

以上でございます。

この選挙の法定得票数は8票であります。

よって、伊藤良一君が横芝光町議会議長に当選されました。ただいま議長に当選されました伊藤良一君が議長におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

それでは、議長、伊藤良一君、議長就任のごあいさつを願います。

〔議長 伊藤良一君登壇〕

議長（伊藤良一君） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、不肖私を議長にご推挙いただきまして本当にありがとうございます。改めて責任の重大さを感じておるところでございます。

もとより、私、微力ではございますけれども、新町発展のために議会の権威を守りながら誠心誠意尽くしていく所存でございますので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻のほど、よろしく願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

〔議長 伊藤良一君降壇〕

臨時議長（・屋英夫君） それでは、議長の交代をいたします。

議長、伊藤良一君、議長席をお願いします。

どうも、長時間にわたりまして本当に協力ありがとうございました。おかげさまをもちまして、無事職を務めることができました。

よろしく願います。ありがとうございました。

ここで議場閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（・屋英夫君） ここで暫時休憩いたします。

(午後 1時50分)

議 事 日 程 (第 1 号) その 2

平成 1 8 年 4 月 6 日 (木曜日) 午後 1 時 5 1 分再開

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 発議第 1 号 横芝光町議会会議規則の制定について
- 日程第 6 発議第 2 号 横芝光町議会委員会条例の制定について
- 日程第 7 発議第 3 号 横芝光町議会傍聴規則の制定について
- 日程第 8 発議第 4 号 横芝光町議会事務局設置条例の制定について
- 日程第 9 諸般の報告
- 日程第 1 0 常任委員会委員の選任
- 日程第 1 1 常任委員委員長及び副委員長の互選結果報告
- 日程第 1 2 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 1 3 議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果報告
- 日程第 1 4 休会の件

本日の会議に付した事件その 2

議事日程に同じ

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時51分）

議長（伊藤良一君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、永・貞・君外3名より発議案が、また町長職務執行者から議案の送付があり、これを受理いたしましたのでご報告いたします。

議席の指定

議長（伊藤良一君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席の仮議席を本議席に指定いたします。

会議録署名議員の指名

議長（伊藤良一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

指名いたします。

1番 齊 藤 隆 君

32番 ・ 屋 英 夫 君

を指名します。

会期の決定

議長（伊藤良一君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から4月14日までの9日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から4月14日までの9日間に決定いたしました。

副議長の選挙

議長（伊藤良一君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（伊藤良一君） ただいまの出席議員は31名です。

立会人の指名をいたします。

立会人に3番、木島昇君、5番、越川一雄君を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（伊藤良一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（伊藤良一君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番の議員から順次投票願います。

〔投票〕

議長（伊藤良一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（伊藤良一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 31票

有効投票 31票

無効投票 0 票

です。

有効投票のうち	川島 勝美君	27 票
	小川征四郎君	2 票
	山崎 貞一君	1 票
	川島富士子君	1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は8票であります。

よって、川島勝美君が横芝光町議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました川島勝美君が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方、ご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（伊藤良一君） 副議長、川島勝美君、副議長就任のごあいさつをお願いいたします。
ご登壇願います。

〔副議長 川島勝美君登壇〕

副議長（川島勝美君） ただいまは新生横芝光町議会副議長にご推挙賜りまして、まことにありがとうございました。

横芝光町議会の歴史的な発足に当たり、もとより浅学非才の身でございますが、町民の代弁者としての自覚はもとより、権威と品格ある横芝光町議会構築に向け、微力ではありますが、努力いたしていく所存でありますので、皆様方のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、あいさつにかえさせていただきます。（拍手）

〔副議長 川島勝美君降壇〕

発議第1号～発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第5、発議第1号から日程第8、発議第4号までを一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号、永・貞・君。

〔 11 番議員 永・貞・君登壇 〕

11 番（永・貞・君） 発議第 1 号 横芝光町議会会議規則の制定について。

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条の規定により、横芝光町議会の運営に関する手続及び議会内部の規律等を定める規則を制定すべく提案したものであります。

提案理由説明を申し上げます。

発議第 1 号 横芝光町議会会議規則の制定について、提案理由説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第120条の規定により、横芝光町議会の運営に関する手続及び議会内部の規律等を定める規則を制定すべく提案したもので、その内容は標準町村議会会議規則に準拠したものであります。

議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由説明といたします。よろしく申し上げます。

〔 11 番議員 永・貞・君降壇 〕

議長（伊藤良一君） 次に、発議第 2 号、・梅喜作君。

〔 10 番議員 ・梅喜作君登壇 〕

10 番（・梅喜作君） 発議第 2 号 横芝光町議会委員会条例の制定について、提案理由説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第109条、第109条の2、第110条及び第111条の規定により、横芝光町議会における委員会の組織及び運営に関する条例を制定すべく提案したもので、その内容は、標準町村議会委員会条例に準拠したものであります。

議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由説明といたします。よろしく申し上げます。

〔 10 番議員 ・梅喜作君降壇 〕

議長（伊藤良一君） 次に、発議第 3 号、川島透君。

〔 21 番議員 川島 透君登壇 〕

21 番（川島 透君） 発議第 3 号 横芝光町議会傍聴規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条の規定により提出します。

提案理由。本案は、地方自治法第130条の規定により、横芝光町議会の傍聴について必要な事項を定める規則を制定すべく提案したもので、その内容は標準町村議会傍聴規則に準拠したものであります。

議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由

説明とさせていただきます。

〔 2 1 番議員 川島 透君降壇 〕

議長（伊藤良一君） 次に、発議第 4 号、鈴木唯夫君。

〔 2 2 番議員 鈴木唯夫君登壇 〕

2 2 番（鈴木唯夫君） 発議第 4 号 横芝光町議会事務局設置条例の制定について、提案理由説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第138条の規定により、横芝光町議会の庶務を処理させるため議会事務局を設置する条例を制定すべく提案したものであります。

議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明といたします。

〔 2 2 番議員 鈴木唯夫君降壇 〕

議長（伊藤良一君） 提案理由の説明は終わりました。

発議第 1 号 横芝光町議会会議規則の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔 発言する人なし 〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより発議第 1 号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第 2 号 横芝光町議会委員会条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

越川洋一君。

3 1 番（越川洋一君） 提出者の・梅喜作議員にお尋ねをいたします。

この委員会条例の制定の第 7 条ではこういうふうになっております。「常任委員、議会運営委員及び特別委員は、議長が会議に諮って指名する」と。ところが、さきに配られました

議会運営の申し合わせ事項17ページでは、議会運営委員の選任の項で、「議会運営委員は本会議において議長が指名する」と。突然議長が指名するというのもおかしいなという申し入れをしようと思っておりましたら、委員会条例では「会議に諮って指名する」と、こういうふうになっております。どちらを優先して理解したらいいのか、・梅議員にお尋ねします。

議長（伊藤良一君） ・梅喜作君。

10番（・梅喜作君） ただいまの質問に対しましてお答えさせていただきます。

委員の選任につきましては、この第7条で示されておりますように、「議長が会議に諮って指名する」と、そういうことでございます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） この委員会条例の設置ですけれども、第2条には、総務常任委員会6名、産業建設常任委員会6名、民生文教常任委員会6名ということで規定されております。これは、正規の定数のもとでやられる委員会の定数だと思います。

そういう中で、第4条に、議会運営委員会の設置というのがあります。この議会運営委員会も、現在では地方自治法の規定に基づいて正規の委員会として設置されているわけですが、ここでは委員の定数が8名というふうになっておりますが、これは何ゆえに8名ということになったのか、ご説明いただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） ・梅喜作君。

10番（・梅喜作君） お答えいたします。

この議会運営委員会委員の定数の8名でございますけれども、これは今まで両町議会の調整の中で、議長、副議長、そして旧両町の議会運営委員会の会議の中で、この数字が現在このような形で示されたと、そのようなことでございます。

よろしくご了解のほどお願い申し上げます。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより発議第2号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

発議第3号 横芝光町議会傍聴規則の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより発議第3号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

発議第4号 横芝光町議会事務局設置条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより発議第4号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は午後2時35分にいたします。

（午後 2時16分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時35分)

諸般の報告

議長(伊藤良一君) 日程第9、諸般の報告をいたします。

先ほど可決いただいた議会関係条例規則を公布施行しましたので、ご報告いたします。

常任委員会委員の選任

議長(伊藤良一君) 日程第10、常任委員会委員の選任を議題といたします。

会議に諮って決めることになっておりますが、いかがいたしましょうか。

加瀬秀夫君。

26番(加瀬秀夫君) 議長指名でお願いしたいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(伊藤良一君) 議長指名との声がありましたので、指名をさせていただきます。

事務局から常任委員会委員指名表を配付させます。

〔指名表配付〕

議会事務局長(越川 岳君) ただいま配付させていただきました指名表でございますけれども、訂正をお願いいたします。

総務常任委員会、小川征四郎議員と民生文教常任委員会、杉森汎委員が交代になりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(伊藤良一君) 常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、配付した表のとおり11人を総務常任委員会委員に、10人を民生文教常任委員会委員に、10人を産業建設常任委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(伊藤良一君) ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することと決定しました。

この各常任委員会において、委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

ここで、暫時休憩いたします。

(午後 2時40分)

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時56分）

常任委員委員長及び副委員長の互選結果報告

議長（伊藤良一君） 日程第11、常任委員委員長及び副委員長の互選結果を事務局長より報告させます。

議会事務局長（越川 岳君） それでは報告させていただきます。

総務常任委員会委員長に永・貞・議員、副委員長に野村和好議員、民生文教常任委員会委員長に渡辺豊議員、副委員長に鈴木克征議員、産業建設常任委員会委員長に嘉瀬清之議員、副委員長に平山治布議員です。

以上です。

議会運営委員会委員の選任

議長（伊藤良一君） 日程第12、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により8人を指名します。

永・貞・君、野村和好君、渡辺豊君、鈴木克征君、嘉瀬清之君、平山治布君、・屋英夫君、深田正治君、以上のとおりです。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

この後、議会運営委員会において、委員長、副委員長を選出いただき、その結果を議長まで報告願います。

ここで休憩します。

（午後 2時58分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果報告

議長（伊藤良一君） 日程第13、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果を事務局長に報告させます。

議会事務局長（越川 岳君） 互選の結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長に深田正治議員、同副委員長に・屋英夫議員であります。

以上のとおりです。

休会の件

議長（伊藤良一君） 日程第14、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

4月7日ないし10日は、議案調査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

散会の宣告

議長（伊藤良一君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

4月11日は定刻より会議を開きます。定刻10時でございます。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時16分）

平成 18 年 4 月横芝光町議会臨時会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 18 年 4 月 11 日 (火曜日) 午前 10 時 00 分開議

- 日程第 1 匠瑳市横芝光町消防組合議員の選挙
- 日程第 2 匠瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙
- 日程第 3 東総衛生組合議員の選挙
- 日程第 4 八匠水道企業団議員の選挙
- 日程第 5 山武郡市環境衛生組合議員の選挙
- 日程第 6 山武郡市広域水道企業団議員の選挙
- 日程第 7 横芝光町農業委員会委員の推薦
- 日程第 8 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (町の区域内の字の名称の変更 (専決第 1 号))
- 日程第 9 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (横芝光町役場の位置を定める条例ほか 1 2 3 件の条例の制定 (専決第 2 号))
- 日程第 10 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 17 年度横芝光町一般会計暫定予算ほか 6 件の暫定予算 (専決第 3 号))
- 日程第 11 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて (横芝光町指定金融機関の指定について (専決第 4 号))
- 日程第 12 議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて (千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議 (専決第 5 号))
- 日程第 13 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて (千葉県自治センターの解散に関する協議 (専決第 6 号))
- 日程第 14 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて (千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議 (専決第 7 号))
- 日程第 15 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて (千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約

の一部を改正する規約の制定に関する協議（専決第8号）

日程第16 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（山武郡市予防接種健康被害調査委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の変更に関する協議（専決第9号））

日程第17 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定（専決第10号））

日程第18 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定（専決第11号））

日程第19 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（専決第12号））

日程第20 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度横芝光町一般会計暫定予算ほか6件の暫定予算（専決第13号））

日程第21 委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（30名）

1番	齊藤	隆君	2番	椎名	文雄君
3番	木島	昇君	5番	越川	一雄君
6番	五木田	平和君	7番	早川	光彦君
8番	川島	仁君	10番	・梅	喜作君
11番	永・貞	・君	12番	川島	富士子君
13番	鈴木	克征君	14番	野村	和好君
15番	山崎	貞一君	16番	鈴木	輝男君
17番	伊・囃	樹君	18番	嘉瀬	清之君
19番	平山	治布君	20番	深田	正治君
21番	川島	透君	22番	鈴木	唯夫君
23番	八・健	一君	24番	伊藤	良一君

25番	川島勝美君	26番	加瀬秀夫君
27番	渡辺豊君	28番	小川征四郎君
29番	越川輝男君	30番	鈴木俊君
31番	越川洋一君	32番	・屋英夫君

欠席議員（1名）

9番 杉森汎君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町職務執行者	伊藤齊紀君	理事	海保英之君
理事	小川利昭君	理事	斉藤俊一君
総務課長	海保要君	企画財政課長	鈴木孝一君
環境防災課長	林英次君	税務課長	椎名茂道君
住民課長	瀬理和夫君	産業振興課長	高埜広和君
都市建設課長	小堀正博君	福祉課長	高蝶文徳君
健康管理課長	並木俊郎君	横芝行政センター所長	伊藤賢二君
食肉センター所長	竹内康男君	東陽病院事務長	小川重則君
出納室長	海保清一郎君	教育長	大木崇生君
教育課長	山本照男君	社会文化課長	布施勇君
農業委員会事務局長	大木一男君		

職務のため出席した者の職氏名

局長	越川岳	書記	實川裕宣
書記	須合京子		

開議の宣告

議長（伊藤良一君） おはようございます。

杉森汎議員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は30名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

匝瑳市横芝光町消防組合議員の選挙

議長（伊藤良一君） 日程第1、匝瑳市横芝光町消防組合議員の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

選出すべき議員数は、匝瑳市横芝光町消防組規約第5条第2項第1号の規定により3名です。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（伊藤良一君） ただいまの出席議員は30名です。

立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、五木田平和君、7番、早川光彦君を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（伊藤良一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（伊藤良一君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番、齊藤隆君から順次投票願います。

〔投票〕

議長（伊藤良一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（伊藤良一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数	30票
有効投票	30票
無効投票	0票

です。

有効投票のうち	越川一雄君	9票
	永・貞・君	8票
	嘉瀬清之君	8票
	越川洋一君	2票
	・梅喜作君	1票
	川島透君	1票
	山崎貞一君	1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。法定得票数以上で得票数の多い順3名をもって当選とします。

越川一雄君、永・貞・君、嘉瀬清之君の3名が、匝瑳市横芝光町消防組合議員に当選いたしました。

ただいま匝瑳市横芝光町消防組合議員に当選されました越川一雄君、永・貞・君、嘉瀬清之君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙

議長（伊藤良一君） 日程第2、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙を行います。

選出すべき議員数は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合同規約第6条第2項の規定により1名です。

選挙の方法は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（伊藤良一君） ただいまの出席議員は30名です。

立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、川島仁君、10番、・梅喜作君を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（伊藤良一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（伊藤良一君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番、齊藤隆君から順次投票願います。

〔投票〕

議長（伊藤良一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（伊藤良一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数	30票
有効投票	30票
無効投票	0票

です。

有効投票のうち	鈴木克征君	25票
	越川洋一君	2票
	山崎貞一君	1票
	・屋英夫君	1票
	鈴木輝男君	1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は8票であります。

よって、鈴木克征君が、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員に当選いたしました。

ただいま匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員に当選されました鈴木克征君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

東総衛生組合議員の選挙

議長（伊藤良一君） 日程第3、東総衛生組合議員の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

選出すべき議員数は、東総衛生組規約第5条第3項の規定により1名です。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（伊藤良一君） ただいまの出席議員は30名です。

立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番、永・貞・君、12番、川島富士子君を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（伊藤良一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（伊藤良一君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番、齊藤隆君から順次投票願います。

〔投票〕

議長（伊藤良一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（伊藤良一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 30票

有効投票 30票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち 野村和好君 25票

越川洋一君 2票

山崎貞一君 2票

川島透君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は8票であります。

よって、野村和好君が、東総衛生組合議員に当選いたしました。

ただいま東総衛生組合議員に当選されました野村和好君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

八匠水道企業団議員の選挙

議長（伊藤良一君） 日程第4、八匠水道企業団議員の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

選出すべき議員数は、八匠水道企業団規約第6条及び第7条の規定により1名です。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（伊藤良一君） ただいまの出席議員は30名です。

立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に13番、鈴木克征君、14番、野村和好君を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（伊藤良一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（伊藤良一君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番、齊藤隆君から順次投票願います。

〔投票〕

議長（伊藤良一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（伊藤良一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 30票

有効投票 30票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち 深田正治君 26票

越川洋一君 2票

山崎貞一君 1票

川島 透君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は8票であります。

よって、深田正治君が、八匠水道企業団議員の選挙に当選いたしました。

ただいま八匠水道企業団議員に当選されました深田正治君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

山武郡市環境衛生組合議員の選挙

議長（伊藤良一君） 日程第5、山武郡市環境衛生組合議員の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

選出すべき議員数は、山武郡市環境衛生組規約第6条の規定により2名です。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（伊藤良一君） ただいまの出席議員は30名です。

立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に15番、山崎貞一君、16番、鈴木輝男君を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（伊藤良一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（伊藤良一君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番、齊藤隆君から順次投票願います。

〔投票〕

議長（伊藤良一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（伊藤良一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 30票

有効投票 30票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち	・屋 英夫君	13票
	八・ 健一君	12票
	小川征四郎君	2票
	・梅 喜作君	1票
	渡辺 豊君	1票
	山崎 貞一君	1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。法定得票数以上で得票数の多い順2名をもって当選とします。

よって、・屋英夫君、八・健一君の2名が、山武郡市環境衛生組合議員の選挙に当選いたしました。

ただいま山武郡市環境衛生組合議員に当選されました・屋英夫君、八・健一君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

山武郡市広域水道企業団議員の選挙

議長（伊藤良一君） 日程第6、山武郡市広域水道企業団議員の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

選出すべき議員数は、山武郡市広域水道企業団規約第5条第2項第1号の規定により1名です。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（伊藤良一君） ただいまの出席議員は30名です。

立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に17番、伊・圀樹君、18番、嘉瀬清之君を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（伊藤良一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（伊藤良一君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号 1 番、齊藤隆君から順次投票願います。

〔投 票〕

議長（伊藤良一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（伊藤良一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 30 票

有効投票 30 票

無効投票 0 票

です。

有効投票のうち 渡辺 豊君 26 票

小川征四郎君 2 票

伊・ 園樹君 1 票

山崎 貞一君 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 8 票であります。

よって、渡辺豊君が、山武郡市広域水道企業団議員の選挙に当選いたしました。

ただいま山武郡市広域水道企業団議員に当選されました渡辺豊君が会場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

横芝光町農業委員会委員の推薦

議長（伊藤良一君） 日程第 7、横芝光町農業委員会委員の推薦を議題といたします。

新たに設置された横芝光町において、選任する横芝光町農業委員会委員について、農業委

員会等に関する法律第12条第2号の規定により、委員の推薦を行います。

お諮りいたします。

議会推薦の横芝光町農業委員会委員は、公平均衡の立場から、第1選挙区、第2選挙区、第3選挙区、第4選挙区からそれぞれ1名ずつとし、計4名としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議なしと認めます。

議会推薦の横芝光町農業委員会委員は4名と決定いたしました。

それでは、それぞれの選挙区から代表して推薦をお願いいたします。

第1選挙区からお願いいたします。

嘉瀬清之君。

〔18番議員 嘉瀬清之君登壇〕

18番（嘉瀬清之君） 第1選挙区からの推薦を申し上げます。

第1選挙区からは、横芝光町屋形5175番地1、實川辰雄氏を推薦いたします。

實川氏は、旧横芝町上堺屋形立会地域の方で、昭和12年9月23日生まれの68歳です。

現在は、家業である農業に従事し、水稻、畑作を中心とした農業経営をされております。また、旧横芝町において、消防団長や議会推薦の農業委員を歴任し、現在も民生委員として各方面にわたり、町発展のためにご活躍をいただいている方であります。

このように、このたび推薦する實川氏は、人格、見識とも申し分なく、農業にも精通し、今後の農業行政推進に活躍が期待される方でありますので、引き続き議会推薦の農業委員としてご承認賜りますようお願い申し上げまして、推薦の言葉といたします。

よろしくお願いいたします。

〔18番議員 嘉瀬清之君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、第2選挙区からお願いいたします。

永・貞・君。

〔11番議員 永・貞・君登壇〕

11番（永・貞・君） 第2選挙区からの推薦を申し上げます。

第2選挙区からは、横芝光町中台1279番地2、怒賀正氏を推薦いたします。

怒賀正氏は、旧横芝町大総地区中台の方で、昭和18年12月13日生まれの62歳であります。

現在は、家業である農業に従事し、シクラメンなどの栽培など大型施設園芸を中心とした

多角的な農業経営をされております。また、旧横芝町において、平成10年から13年までの1期、公選委員として農業委員を務め、その後、平成16年度の改選で大総地区から議会推薦農業委員として現在に至っているところであります。

このように、このたび推薦する怒賀正氏は、人格、見識ともに申し分なく、農業に精通し、今後の農業行政推進に活躍が期待される方でありますので、引き続き議会推薦の農業委員としてご承認賜りますようお願い申し上げます、推薦の言葉といたします。

よろしく申し上げます。

〔11番議員 永・貞・君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、第3選挙区からお願いいたします。

深田正治君。

〔20番議員 深田正治君登壇〕

20番（深田正治君） 第3選挙区のご推薦をいたします。

第3選挙区からは、横芝光町台、山崎文武氏を推薦いたします。

山崎氏は、昭和15年2月18日生まれで、満66歳になります。

農業高校を卒業後、家業の農業に就業し、今日まで地域農業のリーダーとして活躍してまいりました。これまで、青少年相談委員会会長や町議会議員を歴任するほか、JAちばみどり匝瑳専務理事としてご尽力されました。現在では、JAちばみどり農協理事兼指導農業士として地域農業発展のため活躍されております。平成14年4月から平成17年3月まで、農協推薦の農業委員として、また平成17年7月から平成18年3月まで議会議員推薦の農業委員としてお骨折りをいただいたところであります。

このように、山崎文武氏は、人格、識見とも申し分なく、地域の信頼も厚く、農業委員として適任と思われまますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

〔20番議員 深田正治君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、第4選挙区からお願いいたします。

川島勝美君。

〔25番議員 川島勝美君登壇〕

25番（川島勝美君） 私から、第4選挙区の推薦者を申し上げます。

第4選挙区からは、横芝光町尾垂イ3507番地、伊藤孔二氏を推薦いたします。

伊藤氏は、白浜地区尾垂6区の方で、昭和24年11月28日生まれ、57歳になります。

高校を卒業後、家業の葉たばこ栽培に従事し、さらに養豚業を始められましたが、現在は水稲を中心に営農を行う傍ら、建設会社に勤務されております。これまで青少年相談員、防犯指導員及び統計調査員等を歴任し、農業委員を1期務められ、さらに平成17年7月から18年3月まで議会推薦の農業委員としてご尽力をいただいております。

このたび推薦する伊藤氏は、人格、識見とも申し分なく、地域の信頼も厚く、議会推薦には最適者であると確信するものであります。何とぞご承認賜りますようお願い申し上げ、推薦の言葉といたします。よろしく申し上げます。

〔25番議員 川島勝美君降壇〕

議長（伊藤良一君） お諮りいたします。

ただいま嘉瀬清之君から推薦されました第1選挙区、横芝光町屋形5175番地1、實川辰雄氏、永・貞・君から推薦されました第2選挙区、横芝光町中台1279番地2、怒賀正氏、深田正治君から推薦されました第3選挙区、横芝光町台1622番地、山崎文武氏、川島勝美君から推薦されました第4選挙区、横芝光町尾垂イ3507番地、伊藤孔二氏の4氏を議会推薦の農業委員としたいと思っております。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 賛成全員。

よって、實川辰雄氏、怒賀正氏、山崎文武氏、伊藤孔二氏の4氏を議会推薦による農業委員として推薦することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。再開は11時15分にしたいと思います。

（午前10時59分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議案第1号～議案第13号の上程、説明

議長（伊藤良一君） 日程第8、議案第1号から日程第20、議案第13号までを一括上程いたします。

町長職務執行者から提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者、伊藤齊紀君。

〔町長職務執行者 伊藤齊紀君登壇〕

町長職務執行者（伊藤齊紀君） 本日は、議員の皆様方には公私ともにお忙しい折にもかかわらず、ご臨席を賜りまことにありがとうございます。

それでは、今議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

提案いたしました議案は、専決処分の承認を求めることについて（町の区域内の字の名称の変更（専決第1号））外12件であります。

議案第1号の専決処分の承認を求めることについて（町の区域内の字の名称の変更（専決第1号））であります。本案は、旧光町区域内の字名である両国新田を芝崎南へ専決処分により変更したことについて、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号の専決処分の承認を求めることについて（横芝光町役場の位置を定める条例ほか123件の条例の制定（専決第2号））であります。本案は、新町発足に当たり必要となる条例124件について、合併協議会の調整方針に基づき、合併前の2町で協議、調整したものを専決処分により制定したことについて、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第3号の専決処分の承認を求めることについて（平成17年度横芝光町一般会計暫定予算ほか6件の暫定予算（専決第3号））であります。本案は、平成17年度横芝光町一般会計暫定予算外6件の暫定予算について専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第4号の専決処分の承認を求めることについて（横芝光町指定金融機関の指定について（専決第4号））であります。本案は、新町の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関を専決処分により指定したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第5号の専決処分の承認を求めることについて（千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議（専決第5号））であります。本案は、平成17年12月5日から夷隅郡夷隅町、同郡大原町及び同郡岬町が廃止され、いすみ市が設置されたこと並びに平成18年1月23日から八日市場市及び匝瑳郡野栄町が廃止され、匝瑳市が設置されたこと並びに同年3月20日から安房郡富浦町、同郡富山町、同郡三芳村、同郡白浜町、同郡千倉町、同郡丸山町及び同郡和田町が廃止され、南房総市が設置されたことに並びに同月27日から香取郡下総町及び同郡大栄町が廃止され、成田市に編入されたこと並びに同日から佐原市、香取郡山田町、同郡栗源町及び同郡小見川町が廃止され、香取市が設置されたこと並びに同日から山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村及び同郡松尾町が廃止され、山武市が設置されたこと並びに同日から山武郡横芝町及び匝瑳郡光町が廃止され、山武郡横芝光町が設置されたことに伴い、千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議につい

て専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第6号の専決処分の承認を求めることについて（千葉県自治センターの解散に関する協議（専決第6号））であります。本案は、平成18年3月31日をもって千葉県自治センターを解散することに関する協議について専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第7号の専決処分の承認を求めることについて（千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議（専決第7号））であります。本案は、千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第8号の専決処分の承認を求めることについて（千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議（専決第8号））であります。本案は、平成17年12月5日から夷隅郡夷隅町、同郡大原町及び同郡岬町が廃止され、いすみ市が設置されたこと並びに平成18年1月23日から八日市場市及び匝瑳郡野栄町が廃止され、匝瑳市が設置されたこと並びに同年3月20日から安房郡富浦町、同郡富山町、同郡三芳村、同郡白浜町、同郡千倉町、同郡丸山町及び同郡和田町が廃止され、南房総市が設置されたこと並びに同月27日から香取郡下総町及び同郡大栄町が廃止され、成田市に編入されたこと並びに同日から佐原市、香取郡山田町、同郡栗源町及び同郡小見川町が廃止され、香取市が設置されたこと並びに同日から山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村及び同郡松尾町が廃止され、山武市が設置されたこと並びに同日から山武郡横芝町及び匝瑳郡光町が廃止され、山武郡横芝光町が設置されたこと並びに同月31日をもって千葉県自治センターが解散されたことに伴い、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を制定することについて専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第9号の専決処分の承認を求めることについて（山武都市予防接種健康被害調査委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び山武都市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の変更に関する協議（専決第9号））であります。本案は、平成18年3月27日から山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村及び同郡松尾町が廃止され、新たに山武市が設置されたこと及び山武郡横芝町及び匝瑳郡光町が廃止され、新たに山武郡横芝光町が設置された

ことに伴う山武郡市予防接種健康被害調査委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の変更に関する協議について専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第10号の専決処分の承認を求めることについて（横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定（専決第10号））であります。本案は、平成18年度から平成20年度までの介護保険料率の決定、介護保険法等の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されたことに伴い、保険料段階の細分化、新予防給付の施行期日の決定等、横芝光町介護保険条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第11号の専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定（専決第11号））であります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され4月1日に施行されたことに伴い、国から地方への税源移譲を行うための個人町民税所得割の税率の見直し、地震保険料控除の創設、平成18年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税負担の調整、耐震改修された既存住宅に係る固定資産税の減額措置、町たばこ税の税率の改正等、横芝光町税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第12号の専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（専決第12号））であります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され4月1日に施行されたことに伴い、公的年金等控除の見直しにより国民健康保険税負担が増加する高齢者に配慮するため、65歳以上の公的年金控除適用者について所得割額の算定基礎及び軽減基礎所得から一定額を控除する措置を講ずるための、横芝光町国民健康保険税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第13号の専決処分の承認を求めることについて（平成18年度横芝光町一般会計暫定予算ほか6件の暫定予算（専決第13号））であります。本案は、平成18年度横芝光町一般会計暫定予算外6件の暫定予算について専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より補足説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔町長職務執行者 伊藤齊紀君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第2号について、総務課長、海保要君。

〔総務課長 海保 要君登壇〕

総務課長（海保 要君） 議案第1号、議案第2号につきまして補足説明を申し上げます。

それでは、議案第1号の専決処分の承認を求めることから説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（町の区域内の字の名称の変更（専決第1号））、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるというものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

専決第1号、専決処分書。地方自治法第260条第1項の規定により、横芝光町の区域内の字の名称を次のとおり変更することについて、同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分するというので、3月27日に専決処分をさせていただいたものでございます。

内容的には、変更前の大字の名称は「両国新田（旧山武郡横芝町を除く。）」ということでございます。そして、変更後の大字の名称は「芝崎南」でございます。

これにつきましては、旧横芝町、旧光町に「両国新田」という同一大字が存することから、旧光町区域の両国新田の大字名を変更することで、住民の皆さんのご意見をいただくとともに、合併協議の中で「芝崎南」とすることで調整がなされましたので、それに基づき専決処分させていただいたものでございます。

次に、議案第2号の説明を申し上げます。

説明の前に、資料の訂正をお願いしたいと思います。資料につきましては、A3の大きい資料でございます。この資料の9ページをお開きいただきたいと思います。資料の9ページの3段目になりますけれども、条例第109号、横芝光町農業委員会の委員の選挙による委員の定数及び選挙区に関する条例でございます。その右側の欄の主な変更内容という欄でございます。その選挙区のうち第1選挙区で、「上堺地区、栗山地区及び鳥喰地区」という表現をすべきところ、「鳥食」という形になっておりますので、「鳥喰地区」という形で訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

それでは、議案第2号の専決処分の承認を求めることにつきまして補足説明を申し上げます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町役場の位置を定める条例ほ

か123件の条例の制定（専決第2号））でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

専決第2号、専決処分書。横芝光町役場の位置を定める条例外123件の条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分するということで、3月27日に専決処分をさせていただいたものでございます。

これらの条例は、旧横芝町、旧光町及び解散することになった東陽病院組合にございました条例を、合併協議会での調整方針等をもとに調整統合したものでございます。

個々の条例の内容につきましては、3月31日の議会全員協議会におきまして、変更点を中心にご説明させていただきましたので、ここでは個々の条例の説明は省略させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

説明につきましては、今修正をいただきましたA3の大きい資料でございます議案第2号専決処分した条例の内容という資料で説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

1ページ目の条例第1号から第3号までの3条例につきましては、総記と言われている部分でありまして、役場の位置や町の休日、公告式を定めたものでございます。

続きまして、条例第4号は議会にかかわるものでありまして、議会の定例会を年4回開催することを定めたものでございます。

続きまして、条例第5号から第7号までの3条例につきましては、町長部局の事務分掌にかかわるものでございまして、行政組織に関することや行政センターの設置、町長の資産等の公開を定めたものでございます。

続きまして、条例第8号から第10号までの3条例につきましては、情報の公開や保護、行政手続にかかわるものでございまして、情報公開、個人情報保護に関することや行政手続に関することを定めたものでございます。

続きまして、条例第11号から第12号までの2条例につきましては、住民にかかわる部分でございますので、印鑑登録に関することや地縁団体の印鑑登録等に関することを定めたものでございます。

続きまして、2ページになりますが、条例第13号から第14号までの2条例につきましては、災害対策にかかわるものでございまして、防災会議や災害対策本部に関することなどを定めたものでございます。

続きまして、条例第15号から第17号までの3条例につきましては、交通安全対策や生活安全にかかわるものでありまして、交通安全対策会議に関することや国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部に関することなどを定めたものでございます。

続きまして、条例第18号から第21号までの4条例につきましては、選挙や監査委員、固定資産評価審査委員会、附属機関等にかかわるものでございまして、選挙ポスター掲示場の設置や監査委員に関すること、固定資産評価審査委員会、総合計画審議会に関することを定めたものでございます。

続きまして、条例第22号から3ページの条例第35号までの14条例につきましては、人事にかかわるものでございまして、職員の定数、任期付職員の採用、職員の派遣等に関すること、職員の懲戒や服務の手続、職員の服務に専念する義務の特例、勤務時間、休暇等に関することなどを定めたものでございます。

続きまして、条例第36号から4ページの条例第45号までの10条例につきましては、給与に関するもので、議会議員や特別職並びに職員の給与、手当、旅費などについて定めたものでございます。

続きまして、議案第46号から5ページの条例第70号まで、また6ページの条例第72号までの27条例につきましては、財務にかかわるものでありまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、処分に関することや特別会計の設置、税条例や使用料、手数料に関すること、それと財政調整基金を初めとする15種の基金の設置等について定めたものでございます。

続きまして、条例第73号から第80号まで、また7ページの条例第81号までの9条例につきましては、教育にかかわるものでございまして、小・中学校の設置に関することや学校給食センターの設置に関すること、各種社会教育施設の設置等、社会教育に関すること、青少年問題や社会体育、文化財に関することなどを定めたものでございます。

続きまして、条例第82号から第94号まで、また8ページの第95号までの14条例につきましては、福祉にかかわるものでございまして、集会所の設置や保育所の設置、保育の実施等児童福祉、母子福祉に関すること、また老人憩いの家の設置やホームヘルパー派遣手数料徴収等の高齢者福祉に関すること、在宅重度障害者手当の支給や福祉作業所の設置など、障害者福祉に関することなどを定めたものでございます。

続きまして、条例第96号から第97号の2条例につきましては、国民健康保険や介護保険にかかわるものでありまして、国民健康保険事業や介護保険事業に関することを定めたものでございます。

続きまして、条例第98号から第102号までの5条例につきましては、衛生にかかわるものでございまして、保健福祉センターの設置や東陽食肉センターの設置、廃棄物の処理と環境衛生に関する事、また墓地等の経営の許可等に関する事などについて定めたものでございます。

続きまして、条例第103号から第106号の4条例につきましては、環境保全にかかわるものでございまして、公害防止や土砂等の埋め立て等による土壌の汚染防止等の公害対策、また共同利用施設や空港関連問題対策委員会の設置など、生活環境に関する事について定めたものでございます。

続きまして、9ページになりますが、条例第107号から第108号までの2条例につきましては、東陽病院にかかわるものでございまして、東陽病院事業に関する事や東陽病院の使用料及び手数料について定めたものでございます。

続きまして、条例第109号から条例第114号まで、また条例第117号までの9条例につきましては、農業委員会や農林水産、商工等、産業経済にかかわるものでございまして、農業委員会の選挙に関する事や農村広場の設置、農業近代化資金等の制度資金利用者への利子補給など、農林水産に関する事、また工場設置奨励等商法に関する事などを定めたものでございます。

続きまして、条例第118号から条例第123号までの6条例につきましては、都市計画や公園、道路、住宅など、建設関係にかかわるものでございまして、法定外公共物の管理に関する事や都市計画審議会の設置に関する事、また公園や駅前広場の設置に関する事、道路占用料の徴収や町営住宅の設置等に関する事などを定めたものでございます。

続きまして、条例第124号につきましては、消防団の設置等について定めたものでございます。

以上、雑駁な説明ですが、議案第2号の横芝光町役場の設置を定める条例外123件の専決処分承認を求めることにつきましての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

〔総務課長 海保 要君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第3号について、企画財政課長、鈴木孝一君。

〔企画財政課長 鈴木孝一君登壇〕

企画財政課長（鈴木孝一君） それでは、議案第3号、平成17年度横芝光町一般会計暫定予算外6件の暫定予算を専決処分させていただいたものについてご説明申し上げます。

本案につきましては、自治法の規定によりまして専決処分いたしましたので、これを報告し、議会に承認を求めるものであります。

本件専決処分につきましては、合併により、旧町の17年度予算は3月26日をもって打ち切り決算となり、3月27日の合併の日から31日までの暫定予算を組む必要があったことから、町長職務執行者のもとで専決処分させていただいたものであります。

なお、暫定予算の編成は、各会計とも旧両町の17年度予算の執行残額をもって予算額としたところであります。

それでは、予算書の3ページをお開きください。

一般会計の暫定予算であります。第1条で、予算の総額は、歳入を16億5,700万円、歳出を12億7,400万円と定めたものであります。

なお、本暫定予算は、先ほどお話しさせていただいたように、旧両町の17年度予算の執行残額をもって予算額としたものであります。

第2条、繰越明許費であります。これにつきましては、横芝中学校の敷地造成工事に係る繰越明許費であります。

第3条の地方債であります。地方債につきましては、旧町時代に議決をいただいた地方債について3月27日以降に借入れを起こすことになるものであります。

63ページをお開きください。

国民健康保険特別会計暫定予算であります。暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,300万円と定めたものであります。本暫定予算は、3月期1カ月分の保険給付の支払い費用と、制度に基づく老人保健や介護納付金の計上で、歳入はこれら支払い費用を基本とした国・県支払基金等からの負担金の計上であります。

81ページをお開きください。

老人保健特別会計暫定予算であります。暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,600万円と定めたものであります。本暫定予算は、国保会計と同じく、3月期1カ月分の医療給付の支払い費用を主なものとするもので、歳入は制度に基づき入ってくる支払基金、国庫支出金、一般会計からの繰入金を計上したところであります。

93ページをお開きください。

介護保険特別会計暫定予算であります。予算の総額は、歳入を1億3,462万6,000円、歳出を1億2,478万6,000円と定めたものであります。本暫定予算は、介護サービスの支払い費用1カ月分の計上と制度に基づき納付される交付金などの歳入計上をしたところであり、続きまして、111ページをお開きください。

農業集落排水特別会計暫定予算であります。暫定予算の総額を歳入546万4,000円、歳出を399万8,000円と定めたものであります。本暫定予算の歳入につきましては、施設の使用料と決算剰余金の計上であり、歳出は施設の維持管理委託料を主なものとするものであります。続きまして、125ページをお開きください。

町営東陽食肉センター特別会計暫定予算であります。暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ886万2,000円と定めたものであります。本暫定予算の歳入は、センターの使用料と県からの屠畜検印押印委託金の計上であり、歳出は施設の維持管理のための1カ月分の電気代や管理委託料を主なものとするものであります。

続きまして、137ページをお開きください。

病院事業会計暫定予算であります。第2条で、3月27日から3月31日までの業務の予定量を入院で延べ390人、外来で1,000人を見込んだところであります。これら患者見込みの上で、事業収益を4,029万円、事業費用を461万6,000円と見込んだところであります。

以上で、3月27日に専決処分させていただいた17年度新町の各会計暫定予算の説明とさせていただきます。慎重審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

〔企画財政課長 鈴木孝一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第4号について、出納室長、海保清一郎君。

〔出納室長 海保清一郎君登壇〕

出納室長（海保清一郎君） 議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、補足説明をいたします。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町指定金融機関の指定について（専決第4号））であります。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるということとなります。

本案は、合併後の新町においても引き続き公金の効率的な運営と安全を図るため、地方自治法第235条の規定によりまして、平成18年3月27日付で、株式会社千葉銀行を指定金融機

関に指定したものであります。急施を要するため専決処分をいたしましたので、これを報告
しまして、議会の承認を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

〔出納室長 海保清一郎君降壇〕

議長（伊藤良一君） 補足説明の途中ですが、ここで休憩いたします。

午後 1 時に再開いたします。

（午前 1 1 時 5 2 分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 0 0 分）

議長（伊藤良一君） 補足説明を続けます。

議案第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号について、総務課長、海保要君。

〔総務課長 海保 要君登壇〕

総務課長（海保 要君） 議案第 5 号から 8 号につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、議案 5 号の専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県自治センターを組織する地方
公共団体の数の減少に関する協議（専決第 5 号））です。地方自治法の規定によりまして報
告し、承認を求めるものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

地方自治法の規定によりまして、3月27日付で専決処分させていただいたものでございま
す。平成17年12月5日から夷隅郡夷隅町、同郡大原町及び同郡岬町が廃止され、いすみ市が
設置されたこと並びに平成18年1月23日から八日市場市及び匝瑳郡野栄町が廃止され、匝瑳
市が設置されたこと並びに同年3月20日から安房郡富浦町、同郡富山町、同郡三芳村、同郡
白浜町、同郡千倉町、同郡丸山町及び同郡和田町が廃止され、南房総市が設置されること並
びに同月27日から香取郡下総町及び同郡大栄町が廃止され、成田市に編入されること並びに
同日から佐原市、香取郡山田町、同郡栗源町及び同郡小見川町が廃止され、香取市が設置さ
れること並びに同日から山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村及び同郡松尾町が廃止され、
山武市が設置されること並びに同日から山武郡横芝町及び匝瑳郡光町が廃止され、山武郡横
芝光町が設置されることに伴い、千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数を減少す

ることについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するというものでございます。

これにつきましては、ただいま申し上げましたように、千葉県自治センターの組織団体であります市町村が、廃置分合、合併することにより、自治センターを組織しております地方公共団体の数が減少することから協議されたものでございます。

続きまして、議案第6号の専決処分の承認を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県自治センターの解散に関する協議（専決第6号））です。地方自治法の規定によりまして、専決処分をいたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

千葉県自治センターの解散に関する協議につきまして、3月27日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

内容的には、平成18年3月31日をもって千葉県自治センターを解散することについて、地方自治法第288条の規定により、関係地方公共団体と協議するというものでございます。これにつきましては、千葉県自治センターと千葉縣市町村総合事務組合は、県内全市町村が組織団体となっており、共同処理する事務は管理業務を主としていることから、組織の合理化、事務処理の効率化、また経費の節減を図ることによりまして、組織団体の経費負担の軽減に資するため、平成18年4月1日に両組合を統合するものでありまして、これによりまして、千葉県自治センターの共同処理事務が総合事務組合に承継されるため、平成18年3月31日をもって千葉県自治センターを解散するため、協議を求めてまいったものでございます。

続きまして、議案第7号の専決処分の承認を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議（専決第7号））でございます。地方自治法の規定によりまして、専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

千葉県自治センターの解散に関する協議について、地方自治法第179条第1項の規定により、3月27日に専決処分をさせていただいたものでございます。内容的には、千葉県自治センターの解散に伴う財産処分を下記のとおり定めることについて、地方自治法第289条の規

定により、関係地方公共団体と協議するというものでございます。

千葉県自治センターの財産は、すべて千葉縣市町村総合事務組合に帰属させるというものでございます。

これにつきましては、千葉県自治センターが千葉県総合事務組合と平成18年4月1日に統合されましたので、すべての財産を千葉県総合事務組合に帰属させる旨、協議を求めてまいったものでございます。

続きまして、議案第8号の専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議（専決第8号））です。

地方自治法の規定によりまして専決処分させていただきましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決第8号。千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分するというので、3月27日に専決処分をさせていただきました。

内容的には、平成17年12月5日から、夷隅郡夷隅町、同郡大原町及び同郡岬町が廃止され、いすみ市が設置されたこと並びに平成18年1月23日から八日市場市及び匝瑳郡野栄町が廃止され、匝瑳市が設置されたこと並びに同年3月20日から安房郡富浦町、同郡富山町、同郡三芳村、同郡白浜町、同郡千倉町、同郡丸山町及び同郡和田町が廃止され、南房総市が設置されることに並びに同月27日から香取郡下総町及び同郡大栄町が廃止され、成田市に編入されること並びに同日から佐原市、香取郡山田町、同郡栗源町及び同郡小見川町が廃止され、香取市が設置されること並びに同日から山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村及び同郡松尾町が廃止され、山武市が設置されること並びに同日から山武郡横芝町及び匝瑳郡光町が廃止され、山武郡横芝光町が設置されること並びに同月31日をもって千葉県自治センターが解散されることに伴い、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するというものでございます。

議案の内容につきましては、規約改正案ではわかりづらいことから、ただいま申し上げました議案つづりではなく、議案つづりの次に規約の新旧対照表のつづりがございます。さらにその次に、規約改正の概要というつづりがあると思いますので、その資料によりまして説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

1点目でございますが、組合を組織する地方公共団体に関する規定の改正であります。第2条で、組合を組織する地方公共団体を規定しておりますが、市町村合併によりまして、に記載されております団体が廃止され、に記載されております団体が新たに設置されました。また、市町村合併によりましてに記載の一部事務組合が解散となっております。また、2ページになりますが、の一部事務組合が名称変更となっております。別表1に組織団体を定めておりますので、その団体を整理するものでございます。

次に、2点目でございますが、共同処理する事務に関する規定にかかわるものでございます。18年4月1日に、千葉県自治センターを統合いたしますので、総合事務組合で共同処理しております事務に、今まで千葉県自治センターで共同処理しておりましたアの職員の共同研修機関の設置及び運営と、イの職員採用試験の合同実施の2事務を追加するものでございます。

次に3点目は、共同処理する事務にかかわる共同処理する団体に関する規定の改正にかかわるものでございます。総合事務組合は、先ほど申し上げました千葉県自治センターから引き継ぐことになりました2事務を加えますと14の事務を共同処理することとなっておりますが、共同処理する事務ごとに加盟団体が違っております。共同処理する事務ごとに市町村合併に伴う団体の名称の変更、からまでを整理させていただくものでございます。

次に4点目でございますが、議会の構成につきましての改正でございます。といたしまして、議員定数の削減でございます。議員定数を「14人」から「10人」とするものでございます。

といたしまして、議員の選挙方法についてでございます。組織市町村長のうちから市長6人、町村長4人をそれぞれ互選することとするものでございます。

次に5点目でございますが、執行機関にかかわる改正でございます。といたしまして、副組合長を「2人」から「1人」に削減するものでございます。

といたしまして、地方自治法の改正状況等を考慮して、収入役を廃止するものでございます。

といたしまして、事務局職員の選任方法を組合長が任命する旨、明示するものでございます。

次に6点目でございますが、第4条、事務所の位置、別表第3、旧議員の選出区分等の字句等の整理をさせていただきましてでございます。そのほか、施行期日を平成18年4月1日とすること及び経過措置等を附則に規定することなど、規約改正につきまして総合事務組合から協議を求めてまいったものでございます。

以上、議案第5号から第8号までの補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

〔総務課長 海保 要君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第9号について、健康管理課長、並木俊郎君。

〔健康管理課長 並木俊郎君登壇〕

健康管理課長（並木俊郎君） それでは、議案第9号につきまして補足説明申し上げます。

議案第9号をごらんになっていただきたいと思います。

専決処分の承認を求めることについて（山武都市予防接種健康被害調査委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び山武都市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の変更に関する協議（専決第9号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをごらんになっていただきたいと思います。

専決第9号ということで、専決処分させていただきました。平成18年3月27日をもって専決させていただいたものでございます。これにつきまして要約して申し上げますと、旧横芝町が3月26日をもって脱退しておりまして、新町横芝光町として3月27日より加入するもので、それに伴う規約の改正でございます。新旧対照表につきましては後ほどごらんになっていただきたいと思います。

以上、雑駁ではございますが、議案第9号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

〔健康管理課長 並木俊郎君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第10号について、福祉課長、高蝶文徳君。

〔福祉課長 高蝶文徳君登壇〕

福祉課長（高蝶文徳君） それでは、議案第10号につきまして、補足説明をさせていただきます。

資料といたしましては、議案第10号のつづり、それともう1枚A4判で横芝光町介護保険

条例新旧対照表、表裏つづりになっているものの2部でございます。

議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定（専決第10号））、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

まず、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。現在右側の方に現行として載っております保険料率でございますけれども、第1号被保険者の保険料率は、第2条第1号から第5号までの1万5,000円から4万5,000円までの5区分となっております。これを左側の第2条第1項第1号から第6号まで、まず第1号の「1万5,000円」を「1万8,000円」に、第2号の「2万2,500円」を同じく「1万8,000円」に、第3号の「3万円」を「2万7,000円」、第4号、「3万7,500円」を「3万6,000円」に、第5号、「4万5,000円」はそのまま「4万5,000円」、新たに第6号といたしまして、「5万4,000円」の区分を設けまして、第1号から第6号、「1万8,000円」から「5万4,000円」までの6区分に改めようというものであります。

次に、議案つづりの方の4枚目をごらんいただきたいと思います。

横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例、下から3行目に附則の第3条が載っております。この附則第3条の第1項につきましては、地方税法の改正に伴いまして、介護保険料が大きく変わらないように平成18年度、19年度にわたって激変緩和措置を定めたものであります。第3条第1項については平成18年度、第3条第2項につきましては平成19年度の規定になっております。これは、市町村民税の負担状況に応じまして軽減措置を定めたもので、附則第3条第1項は、ただいま申し上げましたように平成18年度、附則第3条第2項各号につきましては平成19年度の軽減措置を定めたものであります。

また、平成18年度からの介護保険制度には、介護予防給付という新しい制度が導入されております。これは、経過措置として最大2年間の延長が認められておるんですけれども、横芝光町につきましては、平成19年度から実施するため、その介護予防給付を行わない期間を附則第8条で制定しております。附則第8条で、介護保険法等の一部を改正する法律、附則第3条第1項の条例で定める日は平成19年3月31日とする。平成19年3月31日まで介護予防給付を行わないという規定でございます。

今回の介護保険制度につきましては、介護保険料の改正、それから激変緩和措置を入れたこと、それと予防給付についての規定が入ったこと、大きくはこの3点の改正が行われております。それに伴いまして、今回この規定を4月1日から適用するために専決処分させてい

ただいたものであります。

以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第11号、12号について、税務課長、椎名茂道君。

〔税務課長 椎名茂道君登壇〕

税務課長（椎名茂道君） それでは、議案第11号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定（専決第11号））であります。これにつきまして補足説明をさせていただきます。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が去る3月31日に公布され、4月1日施行されたことに伴いまして、国から地方へ税源移譲を行うため、個人住民税所得割の税率の見直しなど、町税条例の一部改正を緊急に行う必要があったために、専決処分をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書ということで、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、3月31日、職務執行者をもって専決処分をさせていただきます。本条例につきましては、改正条項が非常に多く広範にわたっておりますので、本則の改正は新旧対照表で、そして附則の改正は改正条文の要旨でご説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

50ページほどある横書きでございます。左が改正案でございます。朗読をしながら説明を加えさせていただきます。

第24条の2項の改正であります。個人の町民税の非課税の範囲ということで、これは非課税者の判定に係る加算額の改正であります。個人の住民税均等割は特に低所得者の税負担に配慮して、所得が一定水準以下である者について非課税とされております。

今回国の定める生活扶助基準額が改正されましたために、この基準額の引き下げを行うものであります。「17万6,000円」を左の改正のように「16万8,000円」に、加算額の改正でございます。これによる影響額であります。17年度の課税ベースで58人、17万4,000円ほどの税収増を見込んでおります。

次に、第31条2項であります。これは法人の均等割の税率であります。1ページから3ページでございます。これは字句の修正で税率の改正はございません。ごらんのように右の「資本等の金額」を「資本金等の額」ということで、字句の修正のみでございます。

3 ページ、下の方でございます。第34条の2、所得控除というのがございますが、右の「損害保険料控除」を「地震保険料控除」に改めるものでございます。

次に4 ページをお願いいたします。

今回の税制改正で、国から地方への税源移譲の一番の大きな改正部分であります。第34条の3、所得割の税率であります。従来は右の表のように200万円以下が「100分の3」、200万円を超える金額が「100分の8」、700万円を超える金額は「100分の12」となっておりますが、今回これを「100分の6」に改正するものであります。これは、来年度19年度から施行されるものでありまして、この影響額であります。17年度課税ベースで1万837名、額で2億5,600万円ほどの税収増を見込むものでございます。

次に、第34条の4、法人税割の税率であります。これにつきましては、「100分の12.3」ということで従来どおりであります。

それから、5 ページをお願いいたします。

第34条の6、調整控除ということですが、これは新しい条項を加えるものであります。人的控除額の差に基づく負担増の減額措置ということでありまして、所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づいて、全所得階層において生ずる負担増については所得税の税率の引き下げ率を4段階から6段階へ移行して、個人住民税の減額措置によって税率改正を行いまして、個々の納税者の税負担が変わらないよう配慮する条文であります。これによりまして、影響額は4,080万円ほどの税収減ということであります。

6 ページをお願いいたします。

第34条の8、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除であります。これにつきましては、配当割、株式譲渡所得割控除を個人の町民税の所得割から控除することができなかった金額があるときは、町は控除をすることができなかった金額をその年度分の個人の町民税に充当する規定ということでありまして、要約しますと、二重課税を回避する規定であります。

次、7 ページをお願いいたします。

第36条の2であります。町民税の申告ということで、「損害保険料控除」を「地震保険料控除」に改めるものであります。

8 ページをお願いいたします。

第53条の4であります。分離課税に係る所得割の税率ということで、これも先ほど改正がありましたように、個人住民税の所得割の税率と同様に税率改正100分の6に改めるものでございます。

9ページの第57条と第59条につきましては、地方税法の一部改正による適用条文の条項ずれによる改正でございます。

10ページであります。

第61条、固定資産税の課税標準ということであります。3行目に書いてございますけれども、「及び法第349条の3第11項」ということで、核燃料サイクル開発機構が設置する家屋に対する固定資産の課税標準が新たに加わったものでございます。それから下の方にありますが、第95条、たばこ税の税率。たばこ税の税率は、1,000本につき3,064円とするということで、ここまでが本則の改正でございます。

以下、附則の改正になりますので、非常に複雑になっておりますので、改正条文の要旨という4ページの印刷物が別にあると思っておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。この改正条文の要旨1ページは、ただいまご説明申し上げましたように、本則文の改正内容が載っております。

2ページからごらんいただきたいと思います。2行目に書いてありますように、分離課税等に係る所得割の税率割合等の改正でありまして、今回の税源移譲に伴って、譲渡所得等に係る税率がすべて引き下げられたということであります。

であります。第53条の4、分離課税の所得割の税率は100分の6とする、現行よりも引き下がったということで、これは退職所得に対する課税の条項であります。

それから、附則第9条、当分の間、上記からその10分の1を控除するということで、とにつきましては、退職所得に対する課税の税率が載っております。

であります。附則第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等の所得割の税率は100分の7.2ということで、現行100分の9からの引き下げであります。

附則第17条、土地・建物等の長期譲渡所得に係る所得割の税率は100分の3とすることで、これも引き下がっております。

附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る所得割の税率は、譲渡益2,000万円以下の部分は100分の2.4、現行が100分の2.7、譲渡益2,000万円を超える部分は100分の3、現行100分の3.4ということで、これも引き下げであります。

附則第17条の3、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る所得割の税率は、譲渡益6,000万円以下の部分は100分の2.4、現行100分の2.7、譲渡益6,000万円を超える部分は100分の3、現行100分の3.4。

であります。附則第18条、土地・建物等の短期譲渡所得に係る所得割の税率は100分の5.4、現行100分の6。ただし、国等に対する譲渡については100分の3、現行100分の3.4。

附則第19条、株式等に係る譲渡所得の所得割の税率は100分の3、現行100分の3.4。

附則第19条の3、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得の所得割の税率は100分の1.8、現行100分の2。

附則第20条の2、先物取引に係る雑所得等の所得割の税率は100分の3、現行100分の3.4ということで、いずれも税率の引き下げを行ったものであります。

の附則第20条の4であります。これは租税条約実施特例法に規定する条約適用利子等に係る所得割額の条項ということで、非常にわかりづらいんですが、日本は多くの国と租税条約を結んでいるわけでありましたが、日本国内の税法の特例が定められております。個人住民税は、他国の居住者に影響が及ぶことはありませんでしたが、ことし2月に正式署名された新日英租税条約において、相手国との間で課税上の取り扱いの異なる投資事業組合等を通して利子や配当の支払いがある場合に、税率の軽減や免税の規定が適用されることになったものであります。本町においては、この条文の適用はありませんが、条文の整備を今回しておくものでございます。

次に、下から3行目です。附則第16条の2、たばこ税の税率の特例であります。たばこ税の税率の引き上げということで、平成18年7月1日以降、売り渡し等の製造たばこについては、1,000本について旧3級品以外は3,298円、旧3級品は1,564円とするということで、本則では先ほどの中で1,000本当たり3,064円であったわけですが、附則で3,298円ということで引き上げるものであります。これの影響額であります。新町において約1,100万円ほどの税収増を見込んでおります。

次に、附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等であります。個人町民税所得割の非課税基準額の改正ということで、これにつきましては、生活保護基準額が改正されたために、低所得者に所得割が課税されないよう、現行加算額「35万円」を「32万円」に引き下げるとということで、これについては影響額が380万円ほどの増ということであります。

次に、附則第7条の3、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除であります。個人町民税における住宅借入金等特別税額控除を創設ということであります。所得税及び住民税の税率構造の改正に伴い、所得税において住宅借入金等特別控除を適用してもなお控除し切れない税額を、個人町民税所得割額から控除するという新しい規定でございます。

次に、附則第10条、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする

者がすべき申告ということで、耐震改修促進税制を創設ということでございます。既存住宅を耐震改修した場合に、当該住宅に係る固定資産税の減額ということで、ここに書いてありますように、 から までの要件に該当した場合に、1戸当たり120平米相当分までの改修であれば固定資産税の2分の1を減額するという規定でございます。

それから、附則第12条であります。宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例ということであります。土地に係る固定資産税の税負担の調整措置ということで、本年度18年度の評価替えに伴いまして、本年度から20年度までの土地に係る負担調整措置については次のとおりにするということで、商業地については負担水準が70%を超える場合には70%を課税標準ということで、これは抑制措置、引き上げないということであります。負担水準が60%以上70%以下の場合には、前年度の課税標準を据え置くものであります。

4ページをお願いいたします。

負担水準が60%未満の場合には、5%を加えたものを課税標準とするということで、従来の5段階評価を簡素化して2段階評価にするというものであります。住宅用地につきましては、負担水準が80%以上のものについては前年度の課税水準を据え置くということで、これも抑制措置の条項であります。負担水準が80%未満の場合には、この算式のとおり5%を加えたもので課税標準とするということで、これも複雑な課税を簡素化するための2段階評価の条項であります。

なお、地方税法の一部改正に係る定率減税廃止による影響額は、新町で8,400万円ほどの税収増を見込んでおります。

以上、改正の要旨をご説明申し上げましたが、附則といたしまして、本条例の施行日は平成18年4月1日であります。このことから、去る3月31日に専決処分させていただきましたので、ご承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第12号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民保険税条例の一部を改正する条例の制定（専決第12号））であります。

本案につきましても、地方税法の一部改正によりまして、公的年金課税の見直しによりまして、国民健康保険税の負担が増加する被保険者について、急激な負担を緩和して段階的に本来負担すべき保険料に移行できるように、平成18年と19年の2カ年の経過措置を講じるものでありまして、公的年金等特別控除を適用すべく条例の一部改正を緊急に行う必要があったために専決処分させていただいたものであります。

次のページをお願いいたします。

専決処分書ということで、3月31日にただいま申し上げました理由から専決処分をさせていただきます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正は附則の部分であります。附則第5項で、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例ということで、この条項につきましては、既に施行済みの公的年金課税の特例に18年度から適用される公的年金等特別控除を加えるため、附則条文の追加を行うものであります。

そして、1ページの附則第6項から2ページの第7項まで、これは軽減判定の軽減基準所得からの定額控除を定めた条項でありまして、公的年金控除が引き下げられたために、これによって課税対象所得が増額となるということから、急激な負担を緩和するために、18年度におきましては13万円、そして19年度は7万円を従来の15万円に上乗せして控除することでありまして、6項から7項がその軽減判定の基準の条項、そして3ページの8項から9項、これが所得割の算定基礎額からの定額控除の規定であります。条文の中に金額が書いてありますけれども、18年度は13万円、19年度は7万円を控除するという附則の追加条文でございます。

そして、4ページの附則第10項から7ページの17項までは、地方税法の改正によりまして、附則の条項ずれに伴って国保税条例の関係引用箇所の整理を行ったものでありまして、内容については従来と相違はございません。

なお、附則18項から19項は町税条例の一部改正でご説明申し上げましたけれども、新日英租税条約の締結による利子所得、配当所得の課税について定義したものでありまして、本町においては該当するものはありませんけれども、条文の整備をしておくものであります。

なお、この条例改正による影響額であります。17年度課税ベースで所得割で1,340万円の減、軽減分で約100万円の減ということで、対象となる被保険者数が1,503人を見込んでおります。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するものであります。以上のとおり専決処分させていただきますので、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

〔税務課長 椎名茂道君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第13号について、企画財政課長、鈴木孝一君。

〔企画財政課長 鈴木孝一君登壇〕

企画財政課長（鈴木孝一君） それでは、議案第13号の補足説明をさせていただきます。

専決処分の承認を求めることについてであります。これにつきましては、平成18年度の横芝光町の一般会計暫定予算外6件の暫定予算の専決第13号であります。

本案につきましては、自治法の規定に基づきまして専決処分したものであります。この専決処分にに基づきまして、議会に報告し、承認を求めるものであります。

この暫定予算につきましては、かねがねご説明申し上げてきたところでありますけれども、合併後、新町長が誕生し、本予算を編成しまして議会で審議していただくまでの間、6月までのおおむね3カ月間の暫定予算であります。

したがって、人件費や扶助費などの義務的経費や施設の維持管理費などの経常的経費を主といたしまして編成させていただき、年度初めの4月1日に町長職務執行者のもとで、専決処分させていただいたものであります。

それでは、予算書の3ページをお開きください。

一般会計の暫定予算でありますけれども、予算の総額は歳入歳出それぞれ22億6,500万円と定めたものであります。歳入につきましては、暫定予算期間中に納付見込みの町民税や地方交付税を初め、地方譲与税等の交付金並びに負担金を主とした計上であります。

一方、歳出であります。先ほどご説明申し上げましたように、6月までの3カ月間の人件費や施設の維持管理費、福祉関係の扶助費並びに公益事業負担金などを主とした計上であります。したがって、投資的事業につきましては、本暫定予算では計上しておりませんが、一部工事が急がれます小学校の耐震補強工事や継続で実施しております横芝中学校整備のための設計費につきましては、計上させていただいたところであります。

続いて、115ページをお開きください。

国民健康保険特別会計暫定予算であります。予算の総額は歳入を5億1,000万円、歳出を5億6,000万円と定めたところであります。本暫定予算につきましては、6月までの3カ月間の保険給付の支払い費用と制度に基づく老人保健や介護納付金並びに人件費を主とした計上であります。

歳入につきましては、これら支払い費用を基本といたしました国や支払基金等からの負担金、あるいは一般会計からの繰入金の計上であります。

なお、本会計につきましては、財政見通しが厳しいことから財政調整基金からの繰り入れ1億円を計上したところでもあります。

続いて、133ページをお開きください。

老人保健特別会計暫定予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ3億6,500万円と定めたところであります。本暫定予算につきましては、国保会計と同じく6月までの3カ月間の医療給付の支払い費用を主とする計上であります。

歳入につきましては、これら費用に基づき、制度的に入ってくる支払基金や国・県からの支出金、一般会計からの制度的な繰り入れを計上したところであります。

続いて、147ページをお開きください。

介護保険特別会計暫定予算であります。予算の総額は歳入を2億8,400万円、歳出を3億5,300万円と定めたものであります。本暫定予算につきましては、3カ月間の介護サービス支払い費用を主とする計上であります。

なお、歳入につきましては、これら費用に基づきまして入ってくる納付金、あるいは保険料の収入を計上させていただいたところであります。

続いて、169ページをお開きください。

農業集落排水特別会計暫定予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ529万9,000円と定めたものであります。本暫定予算の歳入につきましては、3カ月間の施設使用料と一般会計からの繰入金並びに前年度の繰越金の計上であります。歳出につきましては、3カ月間の人件費と施設の維持管理費の計上です。

続いて、183ページをお開きください。

町営東陽食肉センター特別会計暫定予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ4,800万円と定めたところであります。歳入につきましては、3カ月間のセンター使用料と前年度繰越金であります。歳出は3カ月間の人件費と電気代などの施設の維持管理経費の計上であります。

続いて、197ページをお開きください。

病院事業会計暫定予算です。第2条であります。6月まで3カ月間の業務の予定量を入院で延べ7,280人、外来で1万3,600人を見込んだところであります。

第3条ですが、収益的収入のうち、医業収益2億2,569万3,000円は、患者見込みの上において入院、外来並びに介護保険事業収益を計上したものであります。医業外収益につきましては、一般会計からの繰入金と匝瑳市からの負担金を主とした計上であります。

一方、病院事業費用であります。医業費用2億9,167万5,000円は人件費を主とした計上であり、そのほか3カ月間の材料等の仕入れ費の計上であります。医業外費用であります。

主に売店の3カ月間の仕入れ費用の計上であります。

以上で、専決処分させていただきました18年度の各会計の暫定予算の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 鈴木孝一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 以上で、執行部からの提案理由の説明を終了いたします。

ここで休憩いたします。午後2時5分に再開いたします。

（午後 1時50分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第8、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） お諮りいたします。

異議なしの声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第9、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

質問される方はページを示して質疑願います。

椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 失礼します。

新町横芝光町ができ上がりまして2週間たちました。

横芝光町になってよかったという声はこれからだと思いますけれども、本当のまちづくりは始まったばかりです。今すぐ、2週間たってすぐできることからまちづくりを始めたいと思います。

ちょっと勇気が要りますけれども、だれでもが金を出さずできるあいさつ運動、私はぜひこれを奨励します。

〔「質問は」と言う人あり〕

2番（椎名文雄君） まず、条例がたくさんできました。条例ができただけではしょうがないということです。よいことはどんどん伸ばして、改善すべきところはすぐ取りかかるようにしてほしいと私は思います。それで、本当の横芝光町が仲間になるような町に私はしたい、そう思います。

そこで、新しくできた課2つがぜひすぐに始まりますように何を求めているか。8ページの健康管理課と環境防災課ですけれども、現在の必要なこと、なぜ必要になったかということ把握していただきたいと思います。環境防災課は、例えば今現在どういうところがいっぱい汚れているか、危ないか。健康管理課は、ひとり住まいの人はどのくらいいるか。そういうことをお願いしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、林英次君。

環境防災課長（林 英次君） ただいま椎名議員より質問のございました新しく設置された課の意義ということでございますけれども、これは合併協議会の住民アンケートの調査の中、平成16年6月に、両町合わせまして4,000人を対象に新町の将来のまちづくりについてのアンケート調査を実施いたしました。そして、合併した場合の新町のまちづくりの設問の中で、自然環境を大切に、美しい景観のある町、また治安がよく、防災対策の強化された安全な町を求める回答がかなり上位を占めておりました。こういうことから、これを受けて新設された課であるというように認識をいたしております。

そして、私どもがこれから新町環境防災課として、どのようなことをやっていかなければならないかということでございますけれども、環境美化活動については、旧横芝は年2回、5月と12月に町内の1日清掃等々をやっております。また光町についても同様に、町内1日

清掃、このほかに栗山川の環境美化活動、堤防の草刈り等々をやっております。

今後、新町といたしましては、光町の方は環境美化というボランティア団体が11団体ございます。横芝町は1団体しかございません。こういうことから、ボランティア団体の枠をもっと広げて、将来的に全町的に環境美化を図っていきたいというように考えております。

また、防災につきましては、即機動的に対応ができるような体制でやっていくというように今考えております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 健康管理課長、並木俊郎君。

健康管理課長（並木俊郎君） 新町が誕生しまして新しくできました健康管理課でございますが、それぞれ旧横芝町、旧光町で保健活動を十分やっていたと思っております。それぞれの旧町のよいところを取り入れながら、より一層の健康増進に努めていきたいと思っておりますので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 議案第2号について質問させていただきたいと思っております。

この第2号議案は、先ほどご説明がありましたように、新町における条例の設置ということで、124件の条例を一括議題ということで、このことに対して一言述べたいと思っております。

これまでいろいろ調整会議等を通じて調整されてきたとはいえ、124件の内容を一括で1つの議案にするということでは、我々議会としての審議権を脅かすものだというふうに考えます。私どもの考えとしては、できましたら各常任委員会ごとに所掌事務を分けて提案されればより審議しやすい状況があるわけですが、一括にしたという理由をぜひお聞かせいただきたいと思っております。

もう一つ、条例の第1号についてですけれども、この件については、地方自治法第4条で指定されております。「地方公共団体はその事務所の位置を定め、またはこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない」と、これを第1号で定めるわけですが、その第2項では、「前項の事務所の位置を定め、またはこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公所との関係などについて適当な考慮を払わなければならない」。第3項では、「第1項の条例を制定し、または改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない」、こういうように規定しているわけですから、一括議題に私はなじまな

いものだというふうに思います。このことについてもひとつお考えをお聞かせいただきたいと
思います。

2つ目には、条例第8号の情報公開条例についてでありますけれども、ここでは町民の知る権利を尊重し、町政の諸活動を町民に説明する責任を全うするため公文書の開示を定めたものだという
ことで、公文書の開示をしているわけですが、開示請求権者については、主に町内関係者に限定されて
いるように思いますけれども、例えばNPO等が行っておりますオンブズマン等の町外の関係者に対する開示は、ここではどのような扱いになるのか、このことを伺います。

3つ目には、条例第16号、第17号に関係するわけですが、これは新設の条例設置であります。国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例ということですが、国の国民保護条例に基づいて設置されるものだと思います。

しかし、条例としては大変重要な内容でありますし、議論も必要になるものであります。ところが、この2つの条例についても専決で設置を処分したという点で、またこういう大事な問題を、職務代理者も本来の町長と同等の権利と責任が課せられていると
思いますけれども、この時期に専決した理由について伺いたいと思います。

このことについては、既に合併が成立しております匝瑳市、同時に合併になりました山武市等においては今臨時会が開かれておりますけれども、ここではまだ提案もされていないという状況であります。この設置を急いだ理由等についてお聞かせいただきたいと
思います。

次に、この条例のもとにあるのは、今言いましたように、本則で指定されておりますけれども、この法律は、武力攻撃事態において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、設置したということ
であります。

ここでは、この法律議論のときにもあったと思いますけれども、今現在の状況の中で、日本が武力攻撃を受けるということを、どこからの武力攻撃を想定しているのか、そういうものを想定してこの条例も設置されたと思うんですが、そういった議論はどのようにされて設置されたのか伺います。

それと、5つ目には、国民保護対策本部、それから緊急対処事態対策本部というものを第16条で設置するわけですが、この本部というのは一体どういうことをする組織形態なのか教えていただきたいと
思います。

次は、第17条の方に関係するんですが、国民保護協議会条例第2条で、委員及び専門委員

35名以内をもって組織するということになっております。この専門委員というのは、当該専門の事項に関する調査を終了したときは解任されるというふうになっているんですが、この委員会の専門の事項というものはどういうことを言っているのか、お聞かせいただきたいと思いをします。

それともう一つ、本法には罰則規定が掲げられているわけですが、この罰則規定とのかかわりは一体どういうふうになるのか。国が定めた国民の協力を拒んだ場合には、それぞれ罰則が科せられます。最大では懲役1年から100万円以下の罰金に処するというふうになっているんですが、これとの関係はどのようになるのか伺いたいと思いをします。

次に、条例第51号の国民保険税条例ですが、この法律の中身で、今回税率改正が行われております。この税率改正によって税収の見込み額はどれくらいになるのか、世帯当たりの税額、1人当たり、応益応能割がどのようになるのか。それと、現在この国保加入者の中で、滞納世帯がどのようになっているのかという問題、滞納額とあわせて伺いたいと思いをします。

それと、今大事な問題は、この国保税が払えない方がたくさん出ているわけですが、そうしたもとでの保険証の交付の状況についても伺いたいと思いをします。

それともう1点は、基金条例が制定されております。この基金条例に基づいた現在の保有状況をそれぞれの基金に基づいて教えていただきたいと思いをします。

次は、第106号の関係ですけれども、航空機騒音障害防止対策事業補助金交付要綱、これは成田空港の関係であるわけですけれども、この要綱の中には、補助対象地域を明記しております。この明記の中で、これは旧横芝町の議会で議論してきたところですが、この新町ができることによって、その地域が指定されているところとされないところが生まれることから、はっきりとその補助対象地域を別表で掲げるべきではないかということに対して、そうすることが望ましいというふうに答弁を受けているんですが、そのことについていつごろそのようになるのか伺います。

それから、もとに戻ったりするんですが、第21号で総合計画審議会委員及び第39号で特別職の報酬審議会委員等が構成されております。ここには学識経験者等も含まれて審議委員が委嘱されて審議されるわけですが、こういった審議会に一般公募した委員を加えるべきだというふうに考えるんですが、いかがなものか。

以上、10点にわたって伺います。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 小川議員からの1点目の質問でございますけれども、今回124件

の条例制定を専決処分ということで一括して処理したというのはどういうことなのかというご質問でございます。

これにつきましては、合併協議の中で横芝町、光町それぞれ事務レベルでも調整をし、合併協議会の中でも整理をさせていただいてきているところでございます。そういうことで、新町が3月27日にスタートするというようなことで、その日から即施行していかなければいけない即時施行という性格のものを今回専決処分させていただいたということでございます。そういうことで、小川議員がおっしゃるのは、議案第1号から124号までそれぞれ整理をしていくべきじゃないのかということでございますけれども、3月27日に合併というような事態の中で制定するというので、一括して処理させていただいたものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、2点目の条例第1号の横芝光町役場の位置を定める条例についてでございますけれども、地方自治法の規定の中で、第1号から第3号まで規定をされているところでございます。そういう中で、役場の位置を定める場合には、議会の議員の出席議員の3分の2以上の同意がなければいけないというような規定もされている中で、どうしてこういう形で制定をしているのかということでございますけれども、これにつきましては、合併協議の中で今まで横芝町役場、光町役場それぞれ制定されてきた中で、いろいろ協議をしていただきまして、旧光町役場を新町の役場とするというような決定がなされております。それに基づきまして、条例の方を定めさせていただいたものでございます。

それと、条例第8号の情報公開条例の請求者の件でございます。例規つづりの107ページにございますけれども、第5条で開示の請求権を定めておりまして、第1号の町内の区域に住所を有する者から、第5号の前号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められる者というような5項目にわたりまして、対象者を定めてございます。

オンブズマン等そういう形で請求がなされたときに、どのように対応すべきなのかということでございますけれども、これについても、横芝町、光町それぞれに情報公開条例が制定されておりまして、これも新町になるについて整理をさせていただいたものでございまして、これらの内容については変更されていないものでございます。

そういうことで、請求がありましたら、この第1号から第5号に該当するかどうか、それによって対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、林英次君。

環境防災課長（林 英次君） それでは、小川議員からご質問のございました5点について、今回新規に条例を制定させていただきました2つの条例でございますけれども、国民保護法とはどういうものか、まず、これにつきまして概要を説明させていただきます、あわせて専決処分をさせていただいた理由等を述べさせていただきますと思います。

近年、世界の各地でテロ行為、あるいは武力攻撃が多く発生しております。またアジアの隣の国では、北朝鮮の核保有宣言、あるいは中国においては武力の拡充等が進められているというように伝えられております。

そして、国内におきましては、オウム真理教による地下鉄サリン事件、これは1995年3月でございますけれども、こういうものなど、いつ起こるかわからない危険が常に存在している状況でございます。

国は、このような有事の事態が発生した場合、住民の生命、身体、財産を保護して被害を最小限にとどめるための方策として、避難体制づくり、あるいは救援体制づくり、そして武力攻撃があった場合の災害への対処、これらの3つを大きな柱に据えて、国・県及び市町村、また関係各機関、これらがそれぞれ役割を定めまして、連携、協力して国民を守っていこうとの趣旨のもとに、平成16年に法律が制定されたものでございます。

これを受けまして、全国の都道府県及び市町村は、法律の規定に基づきまして、それぞれこれらの柱の指針となる国民保護計画、有事における避難対応マニュアルを作成するように求められているものでございまして、県は平成17年度に千葉県国民保護計画の作成作業を終えまして、市町村は18年度中に保護計画を作成するようにとの指導を受けているものでございます。

なお、この市町村国民保護計画作成に当たりましては、広く住民の意見を求めて協議するための機関として協議会を設置するとの法律の規定によりまして、今回条例第17号で、横芝光町国民保護協議会条例を新規に制定させていただいたものでございます。

また、条例第16号の対策本部条例でございますけれども、県の国民保護計画の中で、緊急に対処すべき事態が起きたときの初動連絡体制として、市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市町村は県に準じた対応をとるものとするというように、県の国民保護計画でうたっております。

そして、国から指定を受けた場合には、直ちに市町村の国民保護対策本部を設置するものとするというようにうたわれていることから、これを受けまして、早期に国民保護対策本部条例を制定して、これらの事態に対応したいというものでございます。

以上のことから、新規条例ではございますけれども、国の法律の定め、また県の保護計画における市町村の位置づけ、こういうものを受けまして、早急な施行を求められておりましたので、専決処分により条例制定をさせていただいたというものでございます。

また、先ほどの件でございますけれども、匝瑳市、山武市は提案されていないということでもございましたけれども、ほかの自治体につきましては、それぞれの事情があるかと思えますけれども、県の担当部局、これは県の総務部の消防地震防災課長通知で18年1月19日付であった調査結果でございますけれども、これによりますと、3月中の条例制定が各市町村で最も多かったことから、新町といたしましても、他の市町村同様に対応して、早期に計画作成の準備に取りかかりたいということで、専決処分をさせていただいたものでございます。

あと、日本がどこからの武力攻撃を想定しているのかということでもございますけれども、先ほど申しましたけれども、具体的にどこの国だという名前を申し上げにくいんでございますけれども、今アジアの隣国の北朝鮮は、核の保有ということを言っております。また中国も武力の拡充等をなしております。また、アメリカにおいても、それぞれのアメリカ軍の組織の再編行動を起こしております。

こういうことから、武力攻撃ということがある場合に、果たして海外からどういう形で攻撃を受けるのかということは全く想像できることではございませんので、あくまでも対処をしておく、国民を守るための対策マニュアルを作成するんだということでございます。

それから、市町村の国民保護計画作成に当たりまして、35名の専門委員会調査、これは何をということでございましたけれども、これはあくまでも国民保護計画の策定に当たりまして、広く住民の意見を聞きながら、これを詰めていく、そして作成をしていくというものでございます。

それから、最後に罰則規定の問題でございますけれども、まことに申しわけございませんが、資料がただいまございませんので、後ほど調べましてご報告をさせていただきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 国保税条例の関係であります。1世帯当たり幾らかということではありますが、19万741円であります。それから1人当たりで9万1,973円、それから応能応益の関係であります。応能56、応益が44であります。それから滞納世帯はということでもあります。現在年度が始まったばかりでありまして、今その辺を整理しております。

16年の数値がございますので、それでご報告させていただきますが、国保の加入者の旧光町でいきますと、滞納世帯が12%、旧横芝町で14%程度ということであります。これを世帯数で掛けますと、おおむね700世帯が滞納世帯であるというふうに見ております。

正確な数値につきましては、後ほどご報告をさせていただきます。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、鈴木孝一君。

企画財政課長（鈴木孝一君） 我が課が所掌する3点の質問についてご解答申し上げます。

まず第1点目であります。基金条例に関連いたしまして、各基金の保有状況はというご質問でありますけれども、新町発足時3月27日現在では、一般会計で基金が12、特別会計で3、合わせますと15の基金がございます。それぞれの基金でありますけれども、財政調整基金であります。残高は5億7,192万7,000円です。次に房総導水路栗山沿岸補償施設等維持管理基金であります。1億1,017万1,000円、横芝小児童用図書購入基金300万円、減債基金956万7,000円、ふるさと創生基金134万8,000円、公共公益施設整備資金5,096万7,000円、社会福祉基金1億3,819万8,000円、教育振興基金3,189万円、土地開発基金4億282万円、横芝中学校建設基金13億4,766万7,000円、しあわせ基金7,373万7,000円、文化振興基金7,000万円、以上が一般会計分です。

特別会計では、国民健康保険特別会計財政調整基金が1億5,278万9,000円、介護保険特別会計事業基金であります。9,259万2,000円、食肉センター特別会計財政調整基金が1億3,983万2,000円ということになっております。

続いて、2点目であります。条例番号の第106号に関連いたしまして、騒音関係の補助地域の関係であります。別表規定でいつからということですが、私は今現在の段階では、過去の議論の経緯が把握できておりません。したがって、その経緯を踏まえた上で検討させていただきたいと思っております。

続いて、3点目であります。総合計画の審議会委員の学識経験者であります。一般公募を含めるべきだというご提案ですが、これにつきましては、1つのご意見として承っておきたいと思っております。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） それでは、先ほどの国民健康保険証の交付状況ということで質問があったわけでございます。

これにつきましては、この3月27日に合併したところでございまして、4月1日現在ととらえてもらって結構でございますけれども、総世帯数が6,288世帯でございます。そのうちの通常の1年度の保険証、これが5,595世帯、また短期の保険証につきましては3カ月にしてございますけれども546世帯、この内訳でございますけれども、旧横芝町が382世帯、旧光町が164世帯、また資格証でございますけれども147世帯、旧横芝町が61世帯、旧光町が86世帯でございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 質問の第1点目については、確かに緊急を要することでありまして、設置しなければならないことは十分理解した上で聞いたんですが、審議を保障するという上で、各常任委員会ごとの所掌事務に分割できなかったかという問題です。

ですから、条例を設置したこと自体に言いがかりをしているということではないんです。町の名称等についても一定の経過はした上で、一括議題になじまないのではないだろうかということでもったところです。

2番目のオンブズマン等についても、申請があった時点で協議した上で対応する。ここで指定している中身には、町長が定めたものというのは、公開することにより町との関係で被害状況といえますか、そういうふうに関係するかどうかということが1つのことだとは思いますが、この対応については理解しました。

次は、国民保護法との関係ですけれども、余りここまでは言わないんじゃないかと思えますけれども、武力攻撃を想定する、はっきり名前は言えないけれどもということで、北朝鮮とか、武力増強している中国等が今名前を出されたんですけれども、この審議の中で世界全体が武力で紛争を解決しようという動きではないんですよね。

中東のイスラム世界に行っても、基本は話し合いで解決しようじゃないかという流れになっているんですよね。今地球全体がそういう動きです。

そういう中で突出しているのが、アメリカの対応というのが一番危険をもたらしておりますし、イラクの問題にしても、結局大量破壊兵器があるということもそうだったということが今明らかになっていますし、そういうことで、とにかく気に入くないところに先制攻撃を核で加えるというのがアメリカの軍事戦略なんです。

今日本が一番危険になるのは、近隣諸国からのものじゃなくて、アメリカがそういう戦略のもとに日本の中で米軍基地を再編強化しようとしている、このことの方が、外からの攻撃

を受ける危険というのが強いんだというふうに思うんですね。

ですから、日本の場合はそういうものに備えるのではなくて、備えあれば憂いなしというようなことではこの問題はないんだというふうに思うんです。ですから、憲法第9条を持った国として、これまでやってきたような平和外交、話し合いに全力を尽くす。隣にそういう危険だと思われる国がもしあるとすれば、それはそうさせない役割を日本は果たすべきだというふうに思うんです。

いずれにしろ、この法律がもう既にできているわけですから、県や市町村に対しても設置義務というのはあると思うんですが、私が言うのは、こういう124本もの案件が一括で十分な議論ができないままやるべきじゃないんじゃないかということなんです。

ですから、匝瑳市と山武市がそこら辺を考えて、いずれつくるんでしょうけれども、十分議論してということなのか、その辺はよくわかりませんが、やはりこれは一括になじまない、専決になじまないということを私は申し上げたところです。その危険性というのも今言いましたように、見方をもっと変える必要が私はあるんじゃないかというふうに思います。

それと、第17号で指定している協議会というのが、今住民の意見を広く聞くために開かれた委員会だというふうに説明を受けたんですが、市町村が設置するこの協議会にも、構成委員の中には、この表では書いてありませんけれども、26名の役職名等が記入されておりますけれども、この中には防衛庁が指定した自衛隊の職員も入ることが明記されております。この表を見ると35名以内ということで、26名を明記しているわけですが、余裕があるからいずれ35名で十分対応できるんだとは思いますが、私の年は戦争の経験はないんですが、当時の記憶を少し取り戻すと、戦争を進める上での国民の基本的な人権を侵してまでされたという経験を持っておりまして、この法律では基本的な人権は尊重されるし、侵してはならないというふうに言われております。

しかし、専門的な調査というのがこの文言からするとよく理解できませんし、そういう軍事的な専門職員が入って何をどのように調査するのかなど。住民の意見を聞くだけでしたら、またほかのことも対応できるんじゃないかと思いますが、その辺が先ほどの答弁が現在答弁できる一番明確な答弁なのかわかりません。もう少し突っ込んで答弁いただければというふうに思います。

それと、先ほど最後に言った、この法律には大変厳しい罰則規定がつけ加えられているんですが、この罰則規定との関係です。それと、避難をする場合の例えば風水害の自然災害の

避難場所というのは、この間も公共施設とか学校とか体育館等を通じて避難されておりますけれども、いざ武力攻撃に対する避難場所というのは、そういうことも委員会とか本部では検討されるんだと思いますけれども、そういった避難場所等についてはどんなふうな考えを持っているのかも含めて、もう一度伺いたいと思います。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、林英次君。

環境防災課長（林 英次君） 先ほど小川議員が申されました委員35人以内ということで、その中で、これは例規集の236ページから238ページに記載されてございます。35名以内という中で、ここで記載されているのは26名だという中で、まだ何人かの余裕があるんじゃないかということでございますけれども、国民保護法の第25条だと思いますけれども、第25条の中で自衛隊員ということで、小川議員はそちらの辺のことを含んで言われておられるのかなというように考えますが、自衛隊員につきましては、今回の国民保護に関する措置の仕組みの中では、市町村はあくまでも避難の中で自衛隊等に対する誘導を要請ということになっております。ですから、自衛隊員はあくまでも避難要請を受けた場合に国民の避難体制をやっていくんだと、そういう任務だということにご理解をいただきたいと思います。

それから、保護法の協議会でございますが、協議会といいますのは、目的についてご説明させていただきますと、市町村が行う市町村国民保護計画を作成するに当たりまして、広く住民の意見を求め、重要事項を審議するための協議機関として協議会を設置するということでございます。ですから、市町村国民保護計画が策定されますと、自然に協議会そのものが消滅するといいますが、なくなるということになるかと思えます。

あと、罰則規定につきましては、私は、どの辺にうたわれているのかというところをまだ調べていなかったもので、これにつきましては、後ほど調査をいたしまして改めてご報告をさせていただきたい、このように考えております。よろしくお願いいたします。

1点、避難場所についてはどのように考えておられるのかということでございますが、これはあくまでも武力攻撃、あるいはテロ攻撃、そういうものによって実際に被害の程度、あるいは各施設、ここまで攻撃をされた場合にどちらに避難するのか、そういうものはまだ明確にはこの市町村保護計画の中では策定するのが難しいのかなというように考えております。

国際的な武力攻撃、あるいは内部的なテロ行為、そういういろいろなものをこの国民保護計画の中ではうたってございますので、どのような事態が想定されるのかということは、今これから市町村保護計画を策定していくということでございますので、その中で今後協議をしてみたい、このように考えております。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 第2号議案については、124本あらかた同意はできるわけですが、全部の中身を見ますと、やはり反対という見解を持つ部分、質問を深めなければならない部分がありますので、その点について質問をさせていただきます。

124本の専決の一括提案というのは、まさしく自治権の否定、議員の表決権の侵害、議会の軽視だと。新しいまちづくりというのは、地方自治を拡大すると、民主主義を前進させるということではなければならないというふうに思うんですね。これに対しては、小川議員の質問に対して基本的な見解が述べられました。

新町が動いたわけですが、この経過の中でも今度の合併について、私は、住民の立場から長い間発言をしまいたったわけですね。その大きな1つに、今度の合併というのは、国や県からの押しつけ合併だと。その押しつけ合併の本質というのは、この間町長が言ってきたような少子・高齢化に備えるとか、生活圏が拡大しているからそれに備えるということではないと。押しつけ合併の本質というのは、いかに地方への財源を削減するかということが主眼だと、そういうことであめとむちを使って期限を区切って進められたということです。

つまり、その中で何が一番心配なのかということ考えると、合併すれば交付税が減るという問題ですよ。光町も横芝町も、交付税、依存財源割合が非常に高い財政構造の町であるわけです。そういう中で、合併しただけで交付税の算定の基準である段階補正が10万人の人口の基準で交付されているわけですよ。そういうことから見ても、合併しただけで交付税が減る。そして、減っても10年間は支援があるんだよと言ってきたわけですが、この支援がありがたければありがたいほど、10年たてばなくなって大変な事態になる。そして、この交付税もだんだん1本算定になったら減るんだと。さらに、特例債事業ということでやる事業の7割は交付税算入されるといっても、大変なところで合併がされていて、この三位一体の改革の中でも交付税が削減されるという厳しい中で、全国の特例債事業がみんなやれるという保証があるのか、こういう問題なんかもあるというふうに思うんですね。

そういうふうに考えると、住民からの行政需要は一層高まる中で、住民への負担の押しつけで町政運営を進めざるを得ないという必然性が生まれてくるんだというふうに思います。

現在三位一体の改革で、補助金の縮減だとか、税源移譲だとか、交付税の削減というのが合併しないところでも行われていて、大変地方から反発が起きているわけです。ですから、そういう点での財政的な面での問題というのが、合併後の中でぐっと浮き彫りになってくる、

これが住民にしわ寄せがなければいいかなということがあります。

いま一つは、新しい町をつくるという点で住民の理解と納得、これがやはり最も尊重されなければならないことだと言ってきたわけですね。期間の問題よりも、両町で住民投票を求める、そういう住民の運動が起こったというところに見られるように、町民の意思の上に個人を置いてはならない。住民が主人公のまちづくりこそ大事だということを強く感じるわけです。

合併は、そうした点で問題点を今後的確にとらえて、住民本位の対応が求められるというふうに思います。また、議会はこうした側面から、監視と提案を求められるというふうに考えるわけです。そういう前提に立って、新しい町を住民の利益と住民自治を発展させる、そういうふさわしい自治体、住民の幸せにつなげる、そういうまちづくりはどうあるべきかと、我々は真剣に検討しなければならないのではないかというふうに思います。

質問事項については、小川議員に答弁をされていますから、ここでは質問はしませんけれども、次に、光町情報公開条例の問題です。1999年5月に情報公開法が成立したわけです。開示請求権の中で、「何人も」というふうに入れなかったのはなぜか。今インターネットの時代で、どこからもアクセスして情報を仕入れたいという時代ですけれども、この点を1つ聞いておきたい。

条例を見ますと、知る権利という点についてはきちっと明記されております。この点については大いに評価できるところだというふうに思いますけれども、監視と参加という規定がないということです。この条例の目指すところは、政策の立案過程から町民に情報を公開して、行政と住民が同じ情報を持って議論できる、そういうふうなガラス張りの中での自治体の仕事がやられる、こういうことが求められて条例化がされているのではないかというふうに思います。

そういう点で、職員の方々が努力はされているという点はわかりますけれども、情報公開制度というものを理解した形での仕事の対策、対応、事業や政策過程の変更を証明するんだとか、こういうことに備えた仕事がやられているかどうか尋ねておきたい。

そういうことで、町民の町政の参加を促進して、町政に対する理解と信頼を深めて、公正で開かれた町を実現するというのが、この条例の主眼であるというふうに考えます。

今尋ねた点についてお答え願います。

次には、条例第9号ですけれども、個人情報保護条例の件ですけれども、過剰反応、あるいは非開示の増加というのは現状ないかと、ここを尋ねておきたい。

個人情報保護だということで、教育現場で緊急連絡網も出せない、つくらないとか、幹部公務員の経歴や天下り先が触れられないとか、情報の萎縮とか、あるいは隠ぺいという傾向が全国的に起こっています。当町の場合にそれについてはどうなのかということです。

それから、小川議員が長々と質問をして主張しましたけれども、基本は私も同じなんですが、林課長が言われるように、環境防災課ができたというのは、合併に際しての住民のアンケートに対して大変大きな強い要求、声があったから、それにこたえるために環境防災課を設置したんだと説明がありましたよね。それは非常に正しくて、頑張ってもらいたいとこの間も言ったんですが、よくよく見ると、国民保護という問題が新規に条例化されている。こんな大事な問題が事前に何ら協議されないで、専決で入れられてしまっているということが問題だというふうに思うんです。

最初に聞きたいのは、この国民保護条例は、国の国民保護法の条例化、具体化なんですよ。ここなんですよ。それによって戦争だとか、イラクということと連動してくる条例になってきているわけです。そこを尋ねます。

それから、特別審議会条例の中にも総合計画審議会条例と同じように、公募によって住民の代表の意見、声を反映させて決定するべきではないのかなというふうに思うけれども、いかがでしょうか。

それから、条例第50号ですけれども、工業等導入地区固定資産税課税免除条例。工業を誘致するというので、固定資産税を免除するということなんですよ。これが新町の場合に、徴収する場合としない場合でどのくらい違うのかというのを尋ねたいわけです。

企業というのは業績が落ちればリストラを断行する。景気が悪くなれば社会的責任もかなり捨てて出て行ってしまふ、そういうことです。新町のように自主財源が乏しいところにおいては、こういう点で、住民の方の固定資産税は毎年上がっているわけですがけれども、きちっと財源を確保するという立場に立つべきだと思いますけれども、いかがですか。

それから、条例第96号の国民健康保険条例ですけれども、合併はサービスは高い方に、負担は低い方ということを繰り返言われてきたんですが、決してそういうわけにはいかないよということで、指摘し、懸念もしてきたのがこの国民健康保険税です。

光町より合併前は横芝町の方が高かったわけですがけれども、とりわけ応益割が高い。つまり低所得者に大変厳しい状況だったわけです。しかし新町の税率を見ますと、1人当たり調定額ベースで1万3,695円の引き上げ、それから1世帯当たりで2万506円の引き上げ。これは4人家族ということで見ると、何と1世帯4人家族で5万4,000円もの医療分介護負担分

の国保税が引き上げられるということです。

収納率の関係から、収納率が当然こういう景気状態の中で、滞納者がどんどんふえているという状況の中で、収納率がもっと低下すれば、もっと税を上げざるを得ないのではないのかということが1点。

それから、18年、19年は1億円ずつの一般会計からの繰り入れをしました。町政の本来の仕事は町民の暮らしを守る、ここにあるわけですから、この本来の仕事に立てば、高い国保税は一般会計からの負担で下げて、そして多くの人が保険証も使えると、命や健康も大事にできると、お医者さんにも気兼ねなく、気おくれすることなく行けるという国民皆保険のそういう状態を維持発展させなければならないというふうに思うんです。

当面、18年、19年は1億円ずつ繰り入れをするわけですがけれども、20年はそのつもりがないということなんですね。そうすると20年の時点でまた上がるということになるんですね。ここを確認しておきたいというふうに思うんです。

それから、今国会に医療制度の改革法案が出されていますけれども、この中身を見ると、窓口負担が増加したり、保険料の引き上げだとか、混合診療ということで、保険のきかない医療が拡大されるという大変厳しい状態が進んでおります。これが背景として国保にも影響するというふうに思うんですね。

とりわけ、高齢者の問題では、2006年6月、法定年金控除の縮小、老年者控除の廃止、非課税限度額の廃止、それから定率減税が半減、これが全廃される方向になるわけですがけれども、こういう中で、住民税が非課税だった高齢者に課税がされる、国保の所得割がさらにふえる、その税がふえた分だけまたふえるということで、国保を取り巻く状況というのは大変厳しくて、景気がよくなったというのは一部の大手企業だけで、庶民は大変厳しい不景気の状態の中に置かれて、収入はむしろ減っているという状況があります。

ですから、今そういうことの中で、町民世帯の7割、町民の方々の5割にかかわる国保行政は、もっと血の通ったものにしていかなければならないのではないのかなというふうに私は強く考えますけれども、その点についてのご見解をお尋ねしたい。

それから、条例第107号、病院事業の東陽病院にかかわる問題です。1つは、合併前に光町の議会では全員協議会が招集されまして、東陽病院についての若干の報告があって、議会の意見が求められたわけですね。私も何の準備もないままに見解を表明したわけですがけれども、後で、これはまずかったなというふうに思ったんですが、あのとき町長も、これが議会の見解だなということで、それをもって今後の病院対策に臨むようなことを言ったと思うん

です。ですから、そこで全員協議会であっても、事前に資料も示して、議員が調査勉強して、そして責任を持った発言ができるように今後してほしいというのが1つです。

もう一つは、山武郡になることによって、医療圏が変わって、山武地域の医療センター構想が動いているわけですね。地域によっては大変大きな政治問題になっているわけですが、この医療センター構想にどう対応していくのか。

東金への新しい病院の建設、あるいはそれに対して250億円くらいかかる、県は1割くらいしか出さない、そして県は県立佐原病院に見られるように、次々と病院の責任という点からは腰が引けていくという状況があるんです。250億円の1割くらいで県が逃げると言ったら何ですが、手を引いてしまうと、あとの構成市町でどうするんだと、そんな大借金を抱えて大変な事態に追い込まれるのではないかなというふうに思うんですね。

そういうことで、単に東陽病院をあの病院構想の一角に入れてしまえば何とかなるという問題でなくて、最低でも今ある病院機能を確保しながら、東陽病院の方向性をきちっと定めなければならないというふうに思うんですけれども、その辺のところは新町にとっても非常に大きな重要問題だというふうに思うんです。お尋ねしておきたいというふうに思います。

最後に、消防団条例の第124号、この問題ですけれども、合併に伴って非常備消防団の縮小、再編がされているということで、これに伴っての常備消防の拡充というのはされているのかということです。現在政府によって公務員の削減、小さな政府ということがさんざん言われておりますけれども、消防の職員とか、教職員とかというのは、国が示す基準よりも少ないという状況にあるんですね。そんな中で、ふやさなければならないのに、減らすという方向にあるのではないかなと思いますし、消防団員の対象の若い青年たちの置かれている就業状況からいっても、例えば6分団に3つの部があったのを1つにして消防団員も縮小していくということなんですが、それを補完するということで、常備消防の方の充実、あるいは住民への協力というような点はどういうふうになっているのか。

以上です。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 越川議員から、1点目の情報公開条例の関係でご質問いただきました。

情報公開条例につきましては、評価する部分とそうじゃない部分もあるよというようなこととございました。この情報公開条例ですけれども、それぞれ公開することを条例の中でも第1条で目的をうたっております。基本的には行政で行っている事務事業、そういう内容的

なものを条文で明らかにしていくということを目的にしてこの条例が制定されているもの
でございます。

そういう中で、職員がこの法律、また条例を理解してそれで仕事に対応しているのかとい
うことでございますけれども、当然行政は住民福祉の向上ということで仕事に取り組んでい
るところでございます。職員も当然それらを理解しながら努力しているというふうに感じて
いるところでございます。

次に、2点目の個人情報保護条例についてでございますけれども、非開示部分が增大して
いることはないのかというご指摘でございますけれども、個人情報の保護法、また町で制定
しております条例につきましても、この中で当然明らかにできる部分、できない部分を定め
ているところでございます。

そういうことで、この条例、規則等に基づいて対応しているところでございます。私は個
人的にも職員の個人の情報を、あえて意識的に外に漏らすというか、出すという考え方では
ございませんけれども、今まで仕事をしてきた中で、いろいろな制約が出てきて仕事として
非常に取り組みづらくなってきているという感覚は持っておりますけれども、いずれにして
も、個人の情報保護という目的を持って、こういう法律、条例が制定されておりますので、
それに沿った形で対応していかなければいけないというふうに思っておりますので、よろし
くお願いいたします。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、林英次君。

環境防災課長（林 英次君） 先ほど越川議員の方から、国における国民保護法の法律制定
の意義というようなことでのご質問かと思っておりますけれども、条例第16号につきましては、確
かに個人的な見解として申させていただきますと、イラクにおいていまだに自爆テロ行為等
が続いております。

そして、日本は人道支援という立場で、今も自衛隊を派遣してイラクのインフラ整備等に
日夜協力しているという状況でございます。余談でございますけれども、習志野の空挺団に
つきましても、今現在170名がイラクのサマーワの方に駐屯をして、インフラ整備の活動を
しているということでございます。これが実は、イラクのテロ行為者の方から見た場合に、
アメリカに対する支援国とみなされて、もしかすると日本に対して攻撃がされる事態も想定
の1つではないかということで、国民保護法が策定されたのかなということも個人的には考
えます。

また、消防団条例の関係でございますけれども、合併に伴う消防団の縮小、これによりま

して常備消防の充実等々はなされているのかということでございますけれども、おっしゃるように、消防団につきましては、合併に伴いまして、組織が両町合わせて従来の15分団57部から8分団27部ということで、人数的には両町で841名おられた消防団員が、今回の合併に伴いまして531名という形で、310名ほど減っております。

確かに、この減に伴って消防の防火体制等々、そういうものが果たしてきちっとできるのかどうかということでございますけれども、これにつきましては、十分内部で組織を協議いたしまして、即それぞれの地域に消防団を機動的に対応するような振り分けをして対処している、そういう組織体にしておりますので、特に今後の状況に対しても従来どおりに対応が可能であるというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 農村工業導入促進法の関係でありますけれども、これにつきましては、横芝光町についても人口が減少している、そして、高齢人口が逆にふえているということ、そして働く場の確保ということで、農・工一体の発展ということで、雇用機会の拡大をねらいとして、この税の軽減、免除制度があるわけであります。

これは3年間に限って3,000万円を超える設備投資をした事業者からの申請に基づいて減免するという制度でありまして、人口の流出とか、若者の地元定着といったことを考えますと、この制度は必要ではないかというふうに考えております。

それから、国保税の関係でありますけれども、先ほど18年、19年で1億円ずつという話でありましたけれども、5,000万円ずつ2カ年で1億円であります。合併に際しまして、負担は低く、サービスは高くということであったわけですが、事、国民健康保険につきましては、医療費の財源を確保すると。医療費の財源というのは、国庫負担金、そして調整交付金、税ということで、これで医療費の支出に充てているのはご案内のとおりでありますけれども、非常に医療費が伸びてきているということで、旧光町、旧横芝町についても、それぞれ過去の財政調整基金を積み立てておいたものを取り崩しながら、今まで何とかしのいでやってきたというのが国保会計の実態だと思います。

この合併に際しまして、税率の決定の方法でありますけれども、16年度の両町の国保会計の決算を踏まえまして、今申し上げましたように、この歳出の大宗をなす医療費、そしてこれを支える国保税の収納見込みを平成20年度まで推計したものであります。

その結果、両町ともに医療費が伸び続けているということと、景気の低迷によって国保税

の減収ということで、本年度、平成18年度以降も合併にかかわらず、現行税率では歳入欠陥、
税収不足になってしまうということが推計されたわけであります。

今までの税率につきましては、両町の長い国保の運営の歴史的経緯から、光町が若干では
ありますが税率が低くなっておりました。しかし2町での合併でありますので、町民の皆様
の理解をいただくための措置としまして、2町で保有する財政調整基金の充当、そして18年
度と19年度に限って一般会計から5,000万円ずつ、計1億円の繰り入れをいたしまして、18
年度で2カ年分の税率の改正を見込んで均一課税としたところであります。

この均一課税にしたことによって、旧両町ともに1町単独での運営に比較して税率は引き
下がることになりまして、合併の効果が生じたということであります。

参考までに申し上げますけれども、今回の合併特例期間中に合併した自治体については、
すべて合併の翌年度、すなわち本年度であります18年度から均一課税となっております。そ
して、この税率決定に当たりまして、近隣市町と比較して税率が低く置かれているという
ことであります。

当然この税率の決定に当たりましては、旧2町の国保運営協議会、そして住民代表で構成
するそれぞれの専門部会、そして合併協議会でいずれも全会一致でこの税率について決定を
いただいたところであります。

それから、今申し上げましたけれども、20年度までの推計ということではありますが、20年
以降はどうなるんだというご質問でありましたけれども、これにつきましては、当然18年度、
19年度で一生涯懸命経営努力をすべきだと思っています。その中身といいますと、当然医療費
抑制のための健康づくり、保険事業を積極的に展開する、そして税の収納率の向上のために
努める。それから、特別調整交付金の申請を積極的に行って経営努力をしていくということ
であります。

いずれにいたしましても、医療費は生き物と言われておりますけれども、その医療費を少
しでも抑えるように努力していくべきだというふうに考えております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 先ほど特別職の報酬等審議会条例の中で、委員構成でございます
けれども、公募委員を入れるべきではないのかというようなご意見でございます。

現在、委員会条例、審議会条例の中では、公共的な団体の代表5人、学識経験を有する者
5人というようなことで、審議会は10人で組織しているところでございます。公募委員を入

れるべきというようなことでございますけれども、ご意見として伺っておきたいと思います。また、これらについては検討させていただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 病院事務長、小川重則君。

東陽病院事務長（小川重則君） それでは、病院関係は3点ご質問いただいたと思いますが、申し上げたいと思います。

まず、事前に調査できる資料の提出をすべきじゃなかったかというお話でございますが、これにつきましては、協議をしていただく場合は資料の提出につきまして、事前に提出すべきものにつきましては、資料の提出を心がけてまいりたいと思います。

次に、山武医療センター構想への対応でございますが、山武医療センター構想につきましては、既に合併前に議員の皆様にも内容を各町でご説明されておられることと思います。

今回、山武広域におきまして、450床であります。開設許可申請がされまして、この許可がおりておるようでございます。今後は関係市町に負担分も含めまして協議がされるものと思われまので、当然議会の議員の皆様にもお諮り申し上げることになるかと考えております。

次に、東陽病院でございますが、東陽病院につきましては、合併後に支援病院という立場になるというふうになっておりますが、今の機能を確保すべきではないかというお話でございますが、病院といたしましては、地域医療の確保ということを考えますと、それが損なわれるおそれがございますので、一般病床を今のまま確保したい、療養病床も今のまま確保したいというふうに考えておきまして、結果としましては、病院の機能を今のまま保持したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 合併という大変な職場の激変の中で、職員の方々が奮闘されていることには敬意を申し上げますし、それは熟知しているわけですが、条例を制度としてつくったことに伴って、それまでと比べて制度に対応した書類のつくり方だとか、あるいは各種の事業途上での政策変更なんかの説明についての資料のつくり方だとか、そういう点で変化というか、指導がされているのか確認したいわけですが。

それから、個人情報保護の条例の問題では、もう少し現状を直視して課長が気づかないような点もあるんじゃないのかなと。これが情報公開条例と相対した条例になっているわけですが、保護すべきところと、過剰反応のところと、その心配は本当にないのか、もう1回見

直していただけたらいいんじゃないのかというふうに思います。

国民保護の問題では、いみじくも個人的な見解だと言いながらイラクの問題を出されましたね。それと国民保護法に連動した問題だというのをはっきり認めましたから、我々が議論する場合にイラクや自衛隊だという話になっちゃうんですが、日本は世界に誇る宝物だと言われる憲法第9条を持っているんです。この国民保護法というのは、有事関連6法案が国会で審議される中でつくられたものであって、中身というのは住民を守るということではなくて、アメリカの行う戦争に伴ってどうするかというふうな問題なんです。

現在いろいろな法律を徐々につくりながら、自衛隊がイラクに人道支援という名前であっても派兵されている。しかし、第9条の2項がある限り武力行使ができないということで、ああいうふうになっていますけれども、世界から見ても、イラクにアメリカと一緒に戦争をやった国々がどんどん撤退している中で、憲法を持っている国としての日本のアメリカに追随したあの姿というのは、異状に映っているわけです。どんどん軍事大国化している。それから、ああいう形でアメリカの言うがままイラクに出ていると、そういう中で小泉首相の靖国参拝問題なんかがあって、かつての侵略戦争の痛苦の経験の上に立って、被害国は大変な反発をしているわけです。アジアからは相手にされないような状況、中国、韓国とは外交交渉もできないというところまでいって孤立しちゃっているわけです。

そういうふうな法律に準じて、沿って条例がつけられている。住民の避難だけでなく、そういった緊急事態に対処するだとか、例えば事業者や医師、看護師の動員だとか、避難住民、収容施設、臨時医療施設などの強制収容、財産権も基本的人権も大幅に制限すると、そういうアメリカの戦争に参加する措置というような中身になっているわけです。

非核平和宣言をしている町が、こういった平和の問題を含んだこういうことを議会に相談しないで専決でやっていいかという、これも大きな問題であります。ですから、小川議員が言いましたけれども、近隣の市町村に聞いたらまだこれは出ていないですよ。平和宣言の町として改めてどうなのかと尋ねたい。

税条例の問題がありましたけれども、先ほど質問するのを漏らしてしまいましたけれども、今後の一連の税改正の中で、トータル税収の増というのはどのくらいになるのか尋ねておきます。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 越川議員からの再質問ということでございます。

情報公開条例に基づきまして、町の中で説明できるような資料づくりがなされているのか

どうかというようなご質問でございます。町におきましても、情報公開することを原則にして対応しているところでございます。

新町におきましても、新たにパソコンシステムでございますけれども、文書管理システムを導入いたしまして、住民の皆さんからそういう開示請求があったときに対応できるような形で今進めているところでございます。

それと、個人情報保護条例について過剰反応ではないのかというようなことで、もう一度見直しをしたらどうなのかということでございますけれども、これらについても、旧横芝町、光町においてそれぞれ検討した中で条例が制定されておりました。それをもとにして新町におきましての条例制定というような形をとっております。そういう中で、こういう規定がいろいろされているところでございます。

そういうことで、今この形で条例を制定いたしまして、また中身の見直し等必要になってくる部分があれば、その都度対応していきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（伊藤良一君） 総務担当理事、海保英之君。

総務担当理事（海保英之君） それでは、国民保護法の関係で、越川洋一議員のご質問に私の方からお答えさせていただきます。

国民保護法に関する国民保護条例の制定については、専決にはなじまないものではないかということ、またアメリカの政策に追随するものではないかということでございますが、決してその辺を意識して条例を制定したわけではございませんで、あくまでも国民保護法の規定に基づいて市町村の裁量にゆだねられた部分について条例を制定したわけございまして、言うなれば、どこの国から武力攻撃を受けるとか、そういったことを念頭に置いてつくったものではございませんで、現に地上の楽園と言われるバリ島でもテロ攻撃は起きているわけでございます。

例えば、イラクの問題が出ましたので、イラクに関連して申し上げれば、アルカイダというテロ組織がいろいろ活動しているわけですが、こうしたテロ組織の中には、例えばアメリカに友好的だからといってテロ攻撃を仕掛ける場合もございますし、逆に友好国ではありませんが、自分たちの活動に協力をしないからといって攻撃を仕掛ける場合もあるわけでございますし、また、国内的には、さきのオウム真理教のようなサリンをまくというような事態もあるわけございまして、いつ何が起きるかわかりませんので、我々市町村は、町民の生命、身体、財産を守る責務があるわけでございますので、いつ何があっても対処できるよう

にこれらの条例を制定させていただいたものでございまして、言うなれば、防災対策のテロ攻撃版とでも申しますか、そういったものでございますので、決して戦争といったものを意識するものではございませんし、戦争は否定されなければならないものでございますので、ひとつその辺をご理解いただきたいと思います。

そうした事態がもし発生したといたしましたら、早急に住民の皆さんの生命、身体、財産を守るための行動を開始しないといけないわけですので、計画に先立って条例を制定させていただいたものでございますので、ひとつご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 国保税が新税率で幾らかということでありましてけれども、11億300万円ほど見込んでおります。率で12.7%の増ということでありまして。

以上です。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「議長」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

〔「議事進行」と言う人あり〕

28番（小川征四郎君） この議案第2号についてですけれども、124本の条例設置のほとんどには賛成できるものですが、今議論の中でも深められたように、私は、この緊急事態法に関係する国民保護法に基づいた第16号、第17号の設置には、まだ議論が十分されていないというふうに思います。

今いろいろ危険の要素を言われましたけれども、この法律の目的には武力攻撃事態等において、武力攻撃からというはっきりテロとかそういう言葉をということじゃなくて、あくまでも戦争を前提にしたこと言われているわけです。そういう点では、まだ議論は尽くされていないということで、この条例を設置することに同意できないという問題。

それともう一点は、国保税の税率改正ですけれども、税務課長が答弁なされましたように、この合併にかかわらず、財政的にはやっていけないんだよということでもありましたけれども、今の負担割合をいろいろ見ましても、町民の税負担というのは大変強まっております。

先ほど16年度の滞納世帯の状況が報告されましたけれども、旧光町が12%、旧横芝町が14%ということで、光町のこれまでの税率というのは、応能応益割でいいますと均等割部分が非常に安く、低所得者に十分配慮された中身になっていたのが、こういう数字になっているんだというふうに私は理解するんです。

今回この専決された中身には、今言われましたように、税率改正で負担増になるという中身で、これには賛成しかねますので、ほんのわずかな件数ですけれども、賛同できないものがありますので、この2号議案には反対をいたします。

議長（伊藤良一君） ただいま、原案反対の討論がありました。

次に、原案賛成の討論を認めます。

・屋英夫君。

32番（・屋英夫君） 今回の124議案、新町になってこれだけの立派な条例を出していただきまして本当にありがとうございます。

こういう町ができて、立派な町の憲法でございます。そういう意味合いにおきまして、私は、この124本の案件に対しまして賛成します。

以上です。

議長（伊藤良一君） これより議案第2号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。3時50分に再開いたします。

（午後 3時42分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時50分）

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第10、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

質問される方は、ページを示して質疑願います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

異議なしの声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第4号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第11、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

異議なしの声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第5号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第12、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

異議なしの声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第6号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第13、議案第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

異議なしの声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第7号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第14、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

異議なしの声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第8号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第15、議案第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

異議なしの声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第9号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第16、議案第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

異議なしの声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第10号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第17、議案第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 議案第10号の介護保険条例を一部改正するということですが、先ほど説明がありましたように、第1号被保険者の保険料の料率が変わったということであり
ます。

このことによって、これまで5段階の保険料率だったものが6段階になったということで、負担が軽減される層と負担がふえる分等が生じてきます。このことによって、保険料の収入見込み額といたしますか、どれくらいの増額を見込んでいるのか、まず1点伺います。

それともう一つは、6段階に分かれたそれぞれの段階ごとの被保険者数を教えていただきたいと思います。先ほど、国保と同じようにこの介護保険の保険料の滞納状況と言いましても、新しい数値というのは、17年度がもしわかりましたら教えていただきたいんですが、もしなければ先ほどの国保と同様に16年度でも結構ですが、その滞納状況。

それともう一点は、この介護保険制度そのものが大変目まぐるしく途中で変わるわけですが、昨年10月の改正に伴って、施設利用者等に係るホテルコストということで、その分食事、あるいは居住費分が全額自己負担になったということで、このことによって給付の抑制があったかどうか。あったとしたらどういう状況で今あらわれたかということについて、この4点について伺います。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） まず、前年度に比較して、この改正に伴いまして保険料がどの程度ふえたか。

前年度に比較いたしまして、今のところ見込みでございますけれども、3,900万円ほどふえる見込みとなっております。ただし、これにつきましては、先ほど来からの説明の中でありますように、住民税の課税状況によりましてランクが変わるというケース等もございますので、これはまだ確定の数字ではございませんので、ご了承願いたいと思います。

それから、段階別の人数でございますけれども、1号被保険者の数でございますけれども、特別徴収で5,470人、普通徴収で1,368人、合計6,838人の方に介護保険料をご負担いただいておりますけれども、まず第1段階の方が82名、それから第2段階の方が1,284名、第3段階の方が540名、第4段階の方が2,852名、第5段階の方が1,555名、第6段階の方が525名という数字に現在はなっております。これも最初に申し上げましたとおり、課税状況によりまして段階が変わるケースがございますので、ご承知おき願いたいと思います。

それと、今回の県内の状況をちょっとご報告申し上げておきます。横芝光町の合併に伴いまして、県内で現在56団体に市町村の数字が減ったわけでございますけれども、これは基準額ですけれども、一番県内で安いところが年額3万800円、一番高いところが4万7,800円という数字になっております。市町村すべて合わせまして、横芝光町は高い方から順次数えていきますと、47番目というランクになっております。ですから、今のところはこの介護の保険料に関しましては下から数えた方が早い位置にある、県内ではそういう状況になっております。

あと2点につきましては、現在資料がございませんので、後ほどまた調べましてご報告申

上げたいと思います。

給付の抑制の影響はないということです。もう一点につきましてはまた後ほど調べたいと思います。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 課税状況については今わかりましたけれども、全国的に見ますと、この10月以降の改正によって、施設を出なきゃならない方等が発生しております。

そういう意味で、保険料を納付していながら、自己負担が困難だということで、この制度から排除はされないにしても、給付制限を受けるというようなことがあっては私はいけないというふうに思います。

そういうことで、必要な介護は給付を受けられるように、こういった負担とともにそれを救済するそれぞれの保険料、あるいは利用料の減免制度をきちっと創設して対応するというのが自治体に課せられた役目だというふうに思うんですが、この給付の状況を過去の措置制度のときはほとんど行政が把握していたんですが、個々の契約でこの事業が進むようになってから、詳しい状況が町としてもつかみ切れなくなっているということだというふうに思うんですが、町内の加入者の状況はいろいろ努力しながら把握していく必要があるんじゃないかと思いますが、その辺についてはいかがなものでしょうか。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 給付の状況につきましても、町でよくその状況を把握しろというご意見だと思いますけれども、介護保険の流れからいきますと、まず認定を受けまして、どのランクになるかということから始まりまして、要介護だとか、介護度の認定を受けましても実際には給付サービスを受けない方も結構いるということは聞いております。

これは私ごとになっちゃいますけれども、私のところでも、親が一人介護認定は受けたんですけども、実際には介護サービスは何も受けなかったということはありましたので、その辺はわかりますけれども、ただ、なぜその方が介護のサービスを受けないかという最終的な内容につきましては、また我々のところでもつかみづらい面もございますので、本当に必要なサービスを必要なだけ受けただけのように、いろいろ努力していきたいと思っております。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第11号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第18、議案第11号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 11号議案についても二、三点伺っておきたいと思います。

個人住民税の非課税の範囲を定める第24条のところですが、これは加算額が減らされたということで、先ほどの説明にあるように17万4,000円の増額になるということで、低所得者に対する負担増に伴うものだというふうに理解しております。

それともう一点は、所得割の税率がこれまで3段階であったものが、1段階に減じたということで、増税になる部分と減税になる部分が出てきているんですね。この改正によって先ほどの説明では2億5,600万円の増税になるということですから、この2億5,600万円を当町で税金を納めてくれる方というのが、主に200万円以下の金額の方になるというふうに思うんです。

この方たちの増額が2億5,600万円、200万円を超える者については、これまで100分の8だったものが100分の6になるわけですから、ここが減税の対象になるんです。この辺の層がどれくらい恩恵を受けるのかということをご教示いただきたいんですが、700万円を超える場合には半分になるんですね。これまで国がとってきている負担を低所得者に求めて、高額所得者に減税を行うというまさに地方においてもその仕組みがあらわれているというふうに思うんです。

ですからこの状況を、それぞれこの層にランクされる方々がどういうふうになっているのかということをご教示したいと思います。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） まず、税条例の関係で、均等割の非課税基準の改正のところでは

けれども、小川議員がおっしゃるように、今までの加算額が17万6,000円から16万8,000円に引き下がったということで、課税対象がふえるということでもあります。

先ほども申しあげましたように、58名分、17万4,000円が17年度課税ベースでの積算であります。これにつきましては、先ほど申しあげましたように、生活保護基準額が引き下がったために、それによる改正ということでご理解いただきたいと思います。

それから、所得割の関係でありますけれども、負担が所得によってどのように変わるのかというご質問だと思いますけれども、平均的な家庭と言われます夫婦、子供2人の世帯で申し上げますと、先ほど700万円というお話がございましたので、700万円で見えますと、給与収入で700万円で行きますと、所得税で9万7,500円の減額となります。これが住民税で行きますと、全く同額の9万7,500円の増ということで、差し引き所得税と個人住民税でゼロということでもあります。

この理屈は、先ほど税条例の改正の中で申しあげましたけれども、調整控除というのがございます。第34条の6で、人的控除額の差に基づく負担増の減額措置ということで、それぞれとして、個人町民税の課税所得金額が200万円以下の方については、ここに書いてありますように、イ、人的控除額の差の合計額、ロ、個人町民税の課税所得金額、イとロのいずれか小さい額の3%を所得割額から税額控除するという算式、それからとして、同じ方法なんですけれども、課税所得金額が200万円を超える者については、ここに書いてあるような算式をするということで、それぞれ所得税が減った分住民税で税率が100分の6になりますから上がります。上がった分をここで人的控除等ということで調整控除で税額控除しますので、所得税で減った分は住民税で上がるということで、これは逆ですけれども、町民税のことですから、住民税で上がった分が所得税で減るということで、総体的に個人の負担は何ら変わりはないという制度であります。

この税条例については、三位一体改革の1つということで、税源を国から地方へということでもありますので、所得税で国の減った分を町の税条例を改正して税率を引き上げるということでもありますので、先ほどの表の中でも申しあげましたけれども、3%、8%、12%であったものを6%にして、引き上がる方もいますけれども、それについては調整控除で引き下げるとということで、個人の負担については何ら変わらないというのが今回の趣旨でございます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 今の説明でもありますように、このランクからいきますと、700万円を超える所得階層については負担はないというふうになるわけです。200万円以下の部分については、どういう階層、課税客体、対象人数がこの部分で今言いました2億5,600万円、まさに三位一体改革が所得の低い人に依存して地方に税源を回すというような内容になっているわけですが、最も負担のふえる層がどれくらい当町に所属されるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 影響する人数でございますけれども、200万円以下の納税者については8,198人、200万円を超える納税者については2,639人ということでございます。

それから、先ほども申し上げましたように、夫婦、子供2人で住民税はふえますが、所得税が減るということで、収入金額で言いますと、1,100万円までは負担の増減は全くございません。ですから、200万円以下についても負担の増減はないということであります。

1,200万円を超えますと、逆に所得税と住民税を納める方の税額が下がってまいります。ですから、高額所得者については税額負担が下がってくるということであります。給与収入で1,100万円を超える場合に、マイナス7,200万円の負担減ということでありまして、1,100万円を境にして1,200万円を超えると税額負担が下がる。1,100万円未満については負担の増減は全く変わらないということの税条例の改正でございます。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） もう一度確認のために。

今の所得階層ごとの対応人数を報告していただいたんですが、この2億5,600万円は、主に200万円以下の8,198人の方にかかってくるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 今の逆の理論からいきますと、200万円以下の8,198名の方の減額になる数字が3,689万1,000円であります。ですから、こちらによる影響の方が多いうふうに見てよろしいかと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第12号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第19、議案第12号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

異議なしの声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第13号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第20、議案第13号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

質問される方はページを示して質疑願います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

異議なしの声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員会の閉会中の継続調査について

議長（伊藤良一君） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

閉会の宣告

議長（伊藤良一君） お諮りいたします。

本臨時会の会議に付された案件はすべて終了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これをもって平成18年4月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時21分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 伊藤良一

臨時議長 ・ 屋英夫

議員 齊藤隆

議員 ・ 屋英夫